

東南アジア学会会報

2014年5月

第100号

目次

会報100号に寄せて	弘末雅士	3
2013年度秋季大会会員総会摘録		4
第25期第3回理事会摘録		6
第25期第4回理事会摘録		7
東南アジア史学会賞選考委員会審査報告	伊藤眞	10
2014年度予算案		12

第90回研究大会報告

〈自由研究発表〉

何故、ルックイーストはマレーシアの日系企業 R&D で役に立たないのか？： 東方政策30年の功罪から	岡本義輝	13
東南アジアで販売された絵葉書に見る日本人写真師の「まなざし」	青木澄夫	14
「大東亜共栄圏」の成立と崩壊：政治・軍事・経済鼎立	野村佳正	15
ベトナム戦争時代メコンデルタにおける統治と生存をめぐるせめぎあい	下條尚志	15
韓国軍によるベトナム人戦時虐殺はどのように記憶されてきたか	伊藤正子	16
1950～60年代におけるタイの王室イメージの再構築：プーミポン国王の2つの顔	浅見靖仁	17
古ジャワ語刻文にみるバリトゥン王（在位898－910年頃）の統治と王権強化	山崎美保	17
オランダ領東インドにおけるアラブ人コミュニティの教育活動： 1920年代以降の展開とアイデンティティの形成	山口元樹	18
インドネシアにおけるムスリマのヴェールの拡がりの意味の変遷	野中葉	19
インドネシアにおける介護労働の専門分化に関する考察： ジョグジャカルタ特別州プラムルクティ（Pramurukti）研修課程の事例から	合地幸子	19
インドネシアにおけるユドヨノ政権下の経済自由主義：石油ガス政策の事例から	茅根由佳	20
インドネシア・アチェ大災害直後の復興調査結果再考：分析されなかったデータ	東佳史	20

〈シンポジウム〉今熱い、東南アジアの政治

趣旨説明	玉田芳史	21
タイ：試練に立つ政党政治	相沢伸広	21
フィリピン：道徳を語るエリート支配の動揺と再興	日下渉	22
インドネシア：民主化の15年	増原綾子	23
マレーシア：20世紀政治経済システムの疲労	鈴木絢女	23
ミャンマー：予期せぬ改革はいかに始まり、どこへ向かうのか	中西嘉宏	24
カンボジア：人民党一党支配体制の確立と変容	山田裕史	24

短報

地域研究から災害への応答の一努力として： 2013年フィリピン台風災害緊急研究集会	宮脇聡史	25
石井米雄資料集成から学ぶ学究精神と東南アジア研究への示唆： ワークショップ報告	柴山守	26
新しい東南アジアを見る、学ぶ、食べる：土屋健治追悼イベント	貞好康志	27
地区活動報告		28
新入会員・住所変更など		30
事務局より		32

会報100号に寄せて

第25期会長 弘末雅士

東南アジア学会の会報が100号を迎えました。会報は、各期の会務の運営体制、総会の摘録、研究大会の報告の要旨、地区例会の活動、新入会員や退会者の紹介など、学会の歩みを具体的に記録してあります。日頃はあまりゆっくりと会報に目を通すことがないかもしれませんが、会務の経緯を確認したり、会員の動向を知るうえで、欠かせません。またかつて学会誌の「モンスーン・学界消息」に掲載されていた国際会議の概要やフィールド・ノートさらに追悼文などは、現在会報に掲載されております。研究の最新動向に触れることができ、また物故会員の研究の足跡をかみしめることができます。

一部の会員の論考や新刊紹介が掲載される学会誌に比し、研究大会や地区例会の活動を載せる会報は、学会全体の研究動向をたどる上で貴重です。かつて学会誌の編集を担当していた時に、研究大会のシンポジウムの成果を学会誌に反映できないか、考えたことがありました。しかし、その限られたページ数では、難しいのが現状です。今回手元の会報を開き、いくつかのシンポジウムや自由発表の報告の要旨を改めて読ませていただきました。当時の熱気がよみがえって参りました。東南アジア学会もあと2年で50周年の節目を迎えます。学会で議論されたテーマをサーベイしてみるのも重要な作業の一つではないかと考えさせられました。

また学会創設当時は、会報が手書きであったことを知りました。その後活字版となり、紙面も増え、出版物の広告まで掲載され、現在では50ページ近くになる場合もあります。さらに2006年からは、学会のホームページからの閲覧も可能となりました。目立たない作業ではありますが、これまでの会報の編集作業に携わった方々のご苦勞に、この場を借りまして、深く御礼申し上げます。

2013 年度秋季大会会員総会摘録

日時：2013 年 12 月 7 日（土）16:50～17:35
 会場：東京外国語大学研究講義棟 110 講義室
 出席：会員 83 名

0. 議長選出（総務）

- ・河野佳春会員が議長に選出された。

1. 報告事項

(1)会長（弘末）

・学会誌の編集費 2013 年 6 月 20 日に山川出版社代表取締役の野澤伸平氏と以下の内容で「覚書」を取り交わした。未払い分の編集費 96 万円を分割して 5 年間で支払うこと、2009 年の会員総会で決定された定価 4200 円（本体価格）を当面据え置くこと、学会の買い取り価格は定価の 80%であること。

(2)総務（山本）

- ・会員動向 12 月 1 日現在の会員数は 735 名（春季大会の時点より 7 名増）。内訳は、一般会員が 538 名（10 名増）、学生会員 197 名（3 名減）。郵送会員は 38 名（2 名減）。
- ・会費納入状況 12 月 1 日の時点で会費未納分を抱える会員数は、1 年分滞納者が 28 名、2 年分滞納者が 30 名、3 年以上滞納者が 86 名。
- ・会報 第 99 号を発行した。電子版を作成し、会員には学会ウェブサイトを通じたダウンロード方式によって配布した。郵送会員には紙版を送付する。会報の短報欄は会員の投稿を募集している。原則として国際会議や研究動向の紹介とし、個人のフィールド調査記録等は記載しない。
- ・会員名簿 会員名簿を発行した。会員には学会ウェブサイトを通じたダウンロード方式によって配布した。毎年 5 月に発送されている会誌は連絡先不明で返送されるものが少なくないため、毎年 4 月に異動があった会員は会員情報の更新をお願いしたい。
- ・学会賞 第 11 回東南アジア史学会賞の選考が行われた。授賞式はこの会員総会の後に行われる。次回募集は 1 月に行われるため、積極的な応募を期待する。
- ・委員の任命 以下の各委員を任命した。総務：上村未来、藤村瞳、新谷春乃。
- ・災害対応 フィリピンの台風被害に関する緊急研究会を本学会の主催により 12 月 4 日に京都大学で行った。会員・非会員あわせて約 60 名が出席した。読売新聞京都版でその様子が報

道された。

(3)会計（加納）

- ・研究大会の受付での会費支払への協力をお願いした。
- ・会誌を送付する際に会費振込用紙を封入することを検討している。

(4)大会（玉田）

- ・東京外国語大学の青山亨会員を大会準備委員長として第 90 回研究大会を開催する運びとなった。
- ・研究大会の報告者募集について、会員向け案内メールの配信上の問題が生じたため、応募締め切りを 10 月 11 日に変更して再募集を行った。締め切りまでに 13 件の応募があり、事情により 1 名が辞退した。要旨等を検討した結果、12 件を発表の対象とした。

(5)編集（笹川）

- ・会誌について 第 43 号の刊行準備を進めている。
- ・投稿規定と執筆要領について 学会ウェブサイト投稿規程と執筆要領を見やすい場所に置くとともに、内容もウェブサイトの参照方法を示すなど時代に合わせた改訂を検討している。

(6)学術渉外（吉村）

- ・地域研究コンソーシアム（JCAS）の年次集会在 11 月 9 日、10 日に愛知大学で開催された。9 日には公開シンポジウム「日中関係の質的変容をどう理解するか—他地域の視点から捉えなおす」が開催され、フィリピン、ミャンマー、タイ、シンガポールから見た中国に関する報告が行われた。年次集会上では第 3 回地域研究コンソーシアム賞の受賞者が発表された。また、地域研究コンソーシアムでは地域研究に関する共同研究や若手研究者のプロジェクト支援を行っている。
- ・日本学術会議公開シンポジウム「地域研究の『粋』を味わう—現地から中央アジア、オセアニア、EU、東南アジアを読む」が 11 月 17 日に青山学院大学で開催された。東南アジアは末廣昭会員が報告した。
- ・日本学術会議は 12 月 8 日にシンポジウム「多文化共生社会の現在と在日外国籍女性」を、2014 年 1 月 11 日にシンポジウム「アジアの経済発展と地域環境の将来—人文社会科学からのメッセージ」を開催予定。
- ・地域研究会連絡協議会（JCASA）の総会が

11 月 30 日に立教大学で開催された。今期の事務局長にラテン・アメリカ政経学会の幡谷則子上智大学教授が選出された。

- ・東洋学・アジア研究連絡協議会の総会が 12 月 14 日に東京大学で開催される。本学会からは島田竜登委員が出席予定。

- ・国際会議について。International Convention of Asia Scholars (ICAS) の第 8 回大会が 6 月 24～27 日に開催された。次回は 2014 年 7 月 5～9 日にアデレードで開催される。

International Association of Historians of Asia (IAHA) の第 23 回大会は 2014 年 8 月 23～27 日に開催予定。Association for Asian Studies (AAS) は 2014 年 3 月にフィラデルフィアで、2015 年にシカゴで、2016 年にシアトルで開催予定。AAS in Asia は 2014 年 7 月 17～19 日にシンガポール国立大学で開催予定。2015 年には台北、2016 年には京都で開催予定。

- ・国際会議等の情報があれば会員メーリングリストでご案内いただきたい。

(7)教育・社会連携（中村）

- ・2014 年度春季研究大会で企画パネルを計画している。日本学術会議が 2011 年 8 月 3 日に行った「新しい高校地理歴史教育の創造」という提言に基づいて重要用語ガイドラインの作成が進められており、来年の春季研究大会でこれに関するパネルを企画している。

(8)情報（林）

- ・名簿と会報のダウンロードは 1 月中旬頃まで。
- ・会員メーリングリストは会員が登録したメールアドレス以外からの投稿は受け付けない。メールの転送設定をしている場合は送信の際に注意していただきたい。また、添付ファイルも送信不可。

(9)各地区

- ・北海道地区（宮本）：報告なし。
- ・関東地区（青山）：6 月 22 日、10 月 26 日、11 月 16 日に例会を開催した。今後は 1 月 25 日に開催予定。
- ・中部地区（小林）：南山大学を会場としている。7 月、10 月、11 月に開催した。12 月 14 日、1 月 11 日に開催予定。3 月 27 日と 28 日に南山大学外国語学部と共催でシンポジウム「世界史の中のインドネシアを考える」を開催する。
- ・関西地区（片岡）：7 月 20 日、11 月 23 日に例会を開催した。今後は 12 月 21 日にミャンマー特集で開催を予定。2014 年 1 月 18 日に例会

を予定している。

- ・中国・四国地区（八尾）：報告なし。
- ・九州地区（鈴木）：（代理：笹川）9 月 17 日に他団体と共催でシンガポール映画に関するシンポジウムを開催した。2014 年 2 月 22 日に九州大学で 3 名が報告予定。

(10)ハラスメント防止委員会（倉沢）
報告なし。

(11)その他（弘末）

- ・特定秘密保護法の成立に伴い、研究資料の閲覧などに関して研究上の支障が出る可能性があるとの指摘があり、学会としての対応を検討中。会員には情報提供をお願いしたい。

2. 審議事項

(1)研究大会について

- ・土佐理事より、第 91 回研究大会は 2014 年 6 月 7～8 日に南山大学で開催すること、自由研究発表とパネル発表を行うこととし、それぞれ発表と企画を公募することが提案され、承認された。

(2)2014 年度予算について

- ・加納理事より、配布資料をもとに 2014 年度の予算案が提示され、承認された。

以上

第 25 期第 3 回理事会摘録

日時：2013 年 10 月 27 日（日）14:00～16:20
 場所：立教大学池袋キャンパス 12 号館地下 1 階第 1 会議室
 出席：弘末雅士、山本博之、加納寛、玉田芳史、早瀬晋三、笹川秀夫、長津一史、吉村真子、林謙一郎、青山亨、倉沢愛子、古田元夫、寺田勇文
 委任状提出：土佐桂子、根本敬、速水洋子、宮本謙介、小林寧子、片岡樹、八尾隆生、鈴木陽一、小林知
 欠席：中村薫

0. 定足数と前回議事録の確認
 ・出席者 13 名、委任状 9 通で、定足数（16 名）を満たしていることが確認された。
 ・2013 年 6 月 1 日に鹿児島大学郡元キャンパス総合教育研究棟 101 号教室において開催された第 25 期第 2 回理事会の議事録が承認された。

1. 報告事項

(1)会長（弘末）
 ・東南アジア史学会賞について。現在、選考委員会が選考を行っており、選考結果は次回理事会で報告する。
 ・学会誌の編集費について（会員総会摘録 1(1)参照）。

(2)総務（山本）
 ・特定非営利活動法人「言論 NPO」より本学会に対して「日中議論交流のためのアンケート」への協力依頼があり、会長と相談の上、会員メーリングリストを通じて会員に情報提供した。
 ・連絡先不明で返送される会誌が少なくないため、毎年 4 月に会員に対して会員情報の更新を呼びかける。
 ・会報の短報欄への投稿について（会員総会摘録 1(2)参照）。

(3)会計（加納）
 ・地区例会等活動費の割り振りの基準を明確化する方向で検討する。地区例会以外の共催についても、第 24 期第 3 回理事会で確認されたように地区例会等活動費から支出することができるとのこと。
 ・次回研究大会のプレシンポジウムのための旅費について、第 24 期第 1 回理事会での確認に従って大会開催費から支出した。

(4)大会（玉田）
 ・研究大会の報告者募集について、会員向け案内メールの配信上の問題が生じたため、応募締め切りを 10 月 11 日に変更して再募集を行った。
 ・第 90 回研究大会について（会員総会摘録 1(4)参照）。
 ・第 91 回研究大会について、2014 年 6 月 7 日～8 日に南山大学で開催する予定で準備を進めている。

(5)編集（笹川）
 ・会誌 43 号について、9 月 30 日の投稿締め切りまでに 11 本の投稿（論文 10 本、研究ノート 1 本）があり、現在査読にまわしている。また、新刊紹介は 17 本の投稿があった。
 ・投稿数の増加に対応するため、43 号より、号ごとに担当理事を 1 人決める責任編集体制ではなく、全ての号について 3 人の理事が分担する体制をとることとした。
 ・投稿規定と執筆要領について、原稿の上限字数に関する表示が不統一であることやウェブ情報の表記方法が明記されていないことなどの問題点が指摘され、編集担当理事が検討のうえ次回理事会で改訂案を提案することとなった。
 ・学内レポジトリで公開された学位論文等の投稿については、引き続き編集担当理事が検討する。
 ・投稿論文の剽窃（他の著作物からの無断での引き写し）への対策の必要性が指摘され、編集担当理事が検討することとなった。

(6)学術渉外（吉村）
 ・地域研究コンソーシアム（JCAS）の年次集会について。
 ・日本学術会議公開シンポジウム「地域研究の『粋』を味わう—地域から中央アジア、オセアニア、EU、東南アジアを読む」について。
 ・地域研究学会連絡協議会（JCASA）の総会について。
 ・日本学術会議地域研究委員会多文化共生分科会とジェンダー関連各分科会による「多文化社会の現在と在日外国籍女性」について。
 ・東洋学・アジア研究連絡協議会の総会について（以上、いずれも会員総会摘録 1(6)参照）。
 ・2015 年 8 月に中国・済南市中で開催予定の国際歴史科学学会において、近現代史分野では革命の世界的研究がテーマとなっており、東南アジアに関する研究発表の応募が期待されていることが報告され、会員に対して情報提供を行うこととなった。

(7)教育・社会連携 (中村)

(8)情報 (林)

・メーリングリストの登録メールアドレスについて注意喚起がなされた。

(9)各地区

①北海道 (宮本)

②関東 (青山) 会員総会摘録 1(9)参照。

③中部 (小林)

④関西 (片岡) 1 月 25 日、4 月 20 日、5 月 18 日、7 月 20 日に例会を開催した。今後は、11 月 23 日、12 月 21 日に開催予定。また、「関西で桜井由躬雄先生を偲ぶ会」実行委員会との共催により、故桜井由躬雄会員の追悼イベント「歴史地域学から見た東南アジア研究の未来ー桜井由躬雄先生を偲ぶー」を 4 月 19 日に京都大学で実施した。

⑤中国・四国 (八尾)

⑥九州 (鈴木)

(10)ハラスメント (倉沢)

(11)その他

2. 審議事項

(1)研究大会について (玉田)

・第 90 回研究大会のプログラムが以下のように承認された。1 日目は自由研究発表、2 日目はシンポジウムを行う。自由研究発表は 12 件。初日は 13 時に自由研究発表を開始し、2 会場で行い、1 人あたりの報告時間は 30 分。2 日目は 10 時 15 分よりシンポジウム「東南アジアの政治は熱い」(仮題)を行う。

(2)予算案について (加納)

・2014 年度予算案に関して、名簿制作を期の 1 年目に行うことになったことから、名簿印刷費を削除したうえで予算案が承認された。また、2013 年度予算に名簿印刷費を追加することが承認された。

・郵送会員のあり方の見直しが提起され、総務理事が検討することとなった。

(3)その他

・新潟県立大学の猪口孝学長より本学会に対して国際ジャーナルの創刊に対する編集協力の要請があり、検討を行った。

・次回の会員総会では、今年度予算と来年度予算について、次々回研究大会の場所と日程についてなどの通常通りの内容を議題とする。

・次回理事会は、研究大会 1 日目 (12 月 7 日)の午前 10 時 40 分から開催する。2 日目の昼食時の理事会については、1 日目の理事会の際に実施するかどうか判断する。

以上

第 25 期第 4 回理事会摘録

日時：2013 年 12 月 7 日 (土) 10:40~12:40

12 月 8 日 (日) 12:00~13:00

会場：東京外国語大学研究講義棟 110 教室

出席：弘末雅士、山本博之、加納寛、玉田芳史、土佐桂子、根本敬 (7 日のみ)、早瀬晋三、笹川秀夫、長津一史、速水洋子、吉村真子、小林知 (7 日のみ)、中村薫 (8 日のみ)、林謙一郎、青山亨、小林寧子、片岡樹、鈴木陽一、倉沢愛子

委任状：八尾隆生、古田元夫、寺田勇文、中村薫 (7 日)、根本敬 (8 日)

欠席：宮本謙介

0. 定足数と前回議事録の確認

・出席者 18 名、委任状 4 通で、定足数 (16 名)を満たしていることが確認された。

・2013 年 10 月 27 日に立教大学池袋キャンパス 12 号館第 1 会議室において開催された第 25 期第 3 回理事会の議事録が承認された。

1. 報告事項

(1)会長 (弘末)

・学会賞。第 11 回 (2013 年度) 東南アジア史学会賞に伊藤友美会員の *Modern Thai Buddhism and Buddhadasa Bhikku: A Social History* (Tomomi Ito, Singapore: National University of Singapore Press, 2012)が選ばれた。

(2)総務 (山本)

①会員動向

②会費納入状況

③会報 (以上、いずれも会員総会摘録 1(2)参照)

④会員名簿 2013 年度の会員名簿を発行した。

「名前を含めてすべて非公開」という会員が 1 名いることに関して、特別な事情がない限り、氏名の公開が原則であることを本人に確認することが確認された。

⑤災害対応 (会員総会摘録 1(2)参照)。

(3)会計 (加納)

・会費振り込み用紙の送付について (会員総会摘録 1(3)参照)。

・地区例会等の旅費補助は有職者も対象となる
ことが確認された。

(4)大会 (玉田)

・研究大会が開催される運びになった。出欠票
によれば、1日目参加者100名、2日目参加者
103名。

(5)編集 (笹川)

・会誌43号は論文の投稿が11本あり、査読を
経て4本の掲載がほぼ確定した。新刊紹介は11
本を入稿済み。

(6)学術渉外 (吉村)

・地域研究コンソーシアム(JCAS)の年次集
会について。
・日本学術会議公開シンポジウム「地域研究の
『粹』を味わう—現地から中央アジア、オセア
ニア、EU、東南アジアを読む」について。
・日本学術会議のシンポジウム「多文化共生社
会の現在と在日外国籍女性」、「アジアの経済発
展と地域環境の将来—人文社会科学からのメッ
セージ」について。
・地域研究学会連絡協議会(JCASA)の総会に
ついて。
・東洋学・アジア研究連絡協議会の総会につ
いて。
・国際会議について(以上、いずれも会員総会
摘録1(6)参照)。

(7)教育・社会連携 (中村)

・2014年度春季研究大会の企画パネルにつ
いて(会員総会摘録1(7)参照)。

(8)情報 (林)

・メーリングリストの登録メールアドレスにつ
いて注意喚起がなされた。
・会員名簿のダウンロード期限は2か月程度と
することが確認された。

(9)各地区

①北海道 (宮本)

②関東 (青山) : (会員総会摘録1(9)参照)。

③中部 (小林) : (会員総会摘録1(9)参照)。

④関西 (片岡) : (会員総会摘録1(9)参照)。

⑤中国・四国 (八尾)

⑥九州 (鈴木) : 9月17日にマレーシア映画文
化研究会、京都大学地域研究統合情報センター
共同研究「映画に見る現代アジア社会の課題」
との共催で「シンガポールドリームは誰のも
の?—グローバル・ハブシティが模索するアイ

デンティティ」を開催した。今後は2月22日
に例会を開催予定。

(10)ハラスメント (倉沢)

特に報告事項なし

2. 審議事項

(1)研究大会について

・土佐理事より、来年度の春季研究大会は6月
7、8日に南山大学で開催すること、構成は自由
研究発表と複数の公募パネルとすることが提案
され、いずれも原案通り承認された。

(2)予算案について

・加納理事より、資料に基づき2014年度予算
案が提案され、原案通り承認された。
・郵送会員のあり方の見直しについては、引き
続き総務理事が検討する。

(3)その他

・特定秘密保護法に関して

早瀬理事より、特定秘密保護法の成立に伴って
研究に支障が出る可能性があり、学会としての
対応を検討することが提案された。学会として
賛成・反対の表明等を行わないことが確認され
たうえで、文書館で歴史文書の閲覧を申請した
場合、その文書が保護すべき秘密を含むとみな
されればその文書の閲覧手続きを行った文書館
の職員が処罰される可能性があり、さらにその
文献の閲覧を求めたことが教唆に当たるとして
閲覧申請者が処罰される可能性があることなど
が紹介された。学会に相談窓口を設置するかと
うか、設置するとしたらどの委員が担当するの
か(学術渉外、ハラスメント防止など)、まずガ
イドラインを作成するのが適切かなどについて
議論が交わされ、当面の対応として、同法が研
究活動に及ぼしうる影響について会員に情報を
提供し、会員からも情報提供を求めることが承
認された。関連して、東南アジア各国における
国家機密に対する扱いおよびその社会への影響
に関する事例研究を学会として行ってはどうか
との提案がなされ、大会理事の担当により次回
研究大会のパネル企画とすることを検討するこ
とが承認された。

・学会賞の選考委員と応募規定について

弘末会長より、東南アジア史学会賞選考委員会
から理事会に対し、選考委員の二期連続選出お
よび東南アジア史学会賞の複数回応募について
検討してほしいとの要望があったことが伝えら
れた。検討の結果、前年度の選考で受賞対象と

ならなかった作品についても他の条件に抵触しない限り次年度の検討対象とすること、選考委員は地域や分野のバランスを考慮して選出するために二期連続で任命することもありうるが、三期連続の任命は避けるよう心がけることが確認された。

・研究助成の選考委員の推薦について

小林（知）理事より、京都大学東南アジア研究所の公募研究助成の選考委員を本学会より推薦してもらいたいとの要請が伝えられ、検討の結果、学会として公募の広報協力を行うこと、選考については学会としては対応しないこととされた。

・会誌の投稿規程と執筆要領について

笹川理事より、配布資料をもとに学会誌の投稿規程と執筆要領に対する改定案が提案された。出された意見をもとに編集委員会で再び内容を検討し、次回理事会で改めて提案することとされた。

以上

東南アジア史学会賞選考委員会審査報告

東南アジア史学会賞選考委員会は、2013年11月1日に開催され、4名の選考委員が出席し、残りの委員1名が書面にて意見を述べました。選考の結果、伊藤友美氏の著作 *Modern Thai Buddhism and Buddhādāsa Bhikkhu: A Social History* が本年度の東南アジア史学会賞を受けるに相応しい業績であるとの結論を得ましたので、以下ご報告いたします。

1) 選考の経過

本年度は伊藤友美氏を含め2名の応募があった。伊藤氏の著作はタイ地域研究、もう一方の候補者（以下A氏と呼ぶ）はインドネシアの文化人類学研究というように学問領域が異なるため、ふたつの著作を同列に比較するのは容易でなく、かつそれぞれが博士論文の成果を結実させた力作であることから難しい選考となった。たとえば、ある委員は、今後の研究の発展可能性、他の学問領域へ与えるインパクトの強さを基準として見ることでA氏の著作の授賞を妥当としたが、また別の委員からは、A氏の著作の問題設定はすぐれているものの、後段の実証部分は冒頭で提示された問題を必ずしも明らかにしていないとの指摘があった。一方、伊藤氏の著作についても、とくに結論部について、総括的な記述が不足しており、前章までの緊張感ある書き方が持続していない、主題としたタイの学僧プッタタート比丘の功績を表面的になぞった「聖人伝」のようなまとめ方になっているのは惜しいなどの指摘が委員からなされた。以上ふたつの著作には、そうした瑕疵ともいべきいくつかの点が認められるものの、選考委員会が最終的に本年度の授賞作として選んだのは伊藤氏の著作である。同書において扱われるテーマは、仏教における広い意味での「改革運動」に関わるものであり、その点においてタイ上座仏教を扱いながらその枠を越えて、他地域との比較検討を可能にする視点と事例を提示していること、そして何よりも、用意周到な資料収集に基づく実証的な論述に見られるように、研究内容の着実さという点においては伊藤氏の著作に一日の長があると選考委員一同が認めたからである。とは言うものの、両著作についての評価は僅差であり、次点となったA氏の著作も例年ならば十分授賞に値するだけの高い研究水準に達していることは疑う余地がない。A氏には、今後ますますの研究の発展・深化を期待する次第である。

2) 授賞理由

伊藤氏の著作は、20世紀のタイ仏教界における最高の学僧であり、タイ国は言うに及ばず国外にも影響力を与えたプッタタート比丘（1906-1993）をとりあげ、死後20年を経た今なお尊崇される彼の生涯にわたる思想遍歴と活動を軸として、彼の生きた時代を描き出す「ひとつの社会史」的な試みである。伊藤氏はその記述にあたっては、プッタタート比丘自身による著述、ブックレット、説法記録、さらには彼と知的交流をもった人物らへのインタビュー等々、入手可能な資料を長年の着実な調査研究によって積み上げ、それらを最大限に利用することで、ひとつの時代の全体像を再構成している。その試みは、大筋において成功している。伊藤氏はみずから扱う領域を、ハーバーマスの「公共圏」に着想を得て「仏教公共圏」（*Buddhist public sphere*）と呼んでいる。そこでいわれる「仏教公共圏」とは、ハーバーマスの「公共圏」のように「近代の黎明期におけるあらゆる重要な出来事を見ようとする包括的な概念というよりは、むしろ仏教の教理解釈について学僧のみならず一般大衆が議論を交わす場である」と規定している。議論は仏教雑誌の誌上でも、仏教協会においても、街角や寺院の境内においても交わされ、あるいはマスメディアを通じて表明されることもあり、そこでは多種多様な意見表明と、さまざまな解釈が共存している。それゆえに、タイの上座仏教が決して一枚岩の教条的な性格を有するものでなく、教理についての多様な解釈を許容しており、それらが種々のマスメディアを通じて表出されているのが20世紀タイの「仏教公共圏」であるとされる。そして、その契機を創り出したのが他ならぬプッタタート比丘の一連の教えであったというのが伊藤氏の論点である。

この「仏教公共圏」を描き出すために、伊藤氏は堪能なタイ語力を駆使して、実に膨大な資料を参照している。それは40頁に及ぶ書誌一覧に現れているが、そこにはブックレット形式で出版された多数の印刷物、プッタタート自身や周辺の人々による著作、1930年代から刊行された主要な仏教雑誌、そして書簡や日記などの従来活用されていなかった文献資料も含まれる。しかも伊藤氏の調査研究は、そうした文献資料の渉猟にとどまらず、多数の関係者とのインタビュー（リストには129人の名が挙げられる）をおこなうことにより、総合性と精緻さとを兼ね備えた類例のない研究となっている。

もうひとつ強調すべき点は、伊藤氏が提示する「仏教公共圏」がタイ仏教と政治の関係性を鮮やかに描き出していることである。伊藤氏は「仏教公共圏」を冒頭で「仏教の教理解釈に関する議論の場」と規定しているが、実際には、第6章「仏教、マルクス主義と出会う」、第7章「仏法社会主義と社会参加する仏教」における記述に示されるように、教理解釈という言説空間を越えた世界をも描き出している。この点では伊藤氏が冒頭で与えた「仏教公共圏」の規定の狭さについては批判されるべき余地を残すかもしれないが、それ以上に重要なことは、伊藤氏の記述を通じて、たとえば、なぜタイにおいて仏教とマルクス主義、社会主義、社会参加とがある時代において結びついたかという疑問が、プッタート比丘の思想遍歴という具体的な位相の中で理解可能になることである。言い換えるならば、プッタート比丘の思想遍歴を軸として展開する仏教公共圏が、その時代の社会思想と不可分であり、政治や社会实践という領域をも包み込む広がりをもたらす空間であることを伊藤氏は膨大な資料、さまざまな人物とのインタビュー記録から見事に描き出しているのである。

さらにもう1点強調しなければならないことは、伊藤氏の著作が、厳しい審査で定評のある海外学術出版社から刊行され、すでに複数の国際的ジャーナルのレビューにおいても高い評価を得ているという事実である。著作の元になったのは、2001年にオーストラリア国立大学に提出された博士論文である。海外で学位を取得し、出版するまでに至った伊藤氏のような例は東南アジア研究において未だ稀であり、その意味で伊藤氏の著作が授賞することは、次世代の研究者にとっても大きな励みとなるであろう。選考委員会は、こうした伊藤氏の業績がもたらす次世代研究者に対するインパクトにも期待していることを申し添えておく。

3) 結論

本選考委員会としては、以上のような諸点から、上記の伊藤友美氏の著作を高く評価し、東南アジア史学会賞にふさわしい作品として強く推薦します。

2013年11月21日

東南アジア史学会賞選考委員会委員長
伊藤 眞

2013.12.7総会

2014年度東南アジア学会予算案(一般)

収入の部		
1. 会費収入		4,270,000
	一般(8,000×430)	3,440,000
	学生(5,000×150)	750,000
	郵送料(2,000×40)	80,000
2. 会費外収入		80,000
	著作権料	30,000
	広告料	50,000
3. その他		0
収入合計(X)		4,350,000

支出の部		
I. 通常事業		
1. 大会開催費		650,000
2. 地区例会等活動費		150,000
3. 会誌買取費		2,100,000
3'. 2011・12年度会誌編集費		200,000
4. 印刷費		80,000
	会報印刷費	80,000
5. 会員管理費(業者委託)		600,000
6. 郵送費		60,000
7. 事務費		50,000
8. 情報化経費		10,000
通常事業費合計(Y)		3,900,000
II. 特別事業		
1. 理事会開催費		300,000
2. 理事選挙関係費		150,000
特別事業費合計(Z)		450,000
支出合計(Y)+(Z)		4,350,000
収支差額(X)-(Y)-(Z)		0

第 90 回研究大会報告

第 90 回研究大会は、2013 年 12 月 7 日（土）と 8 日（日）に青山亭会員（東京外国語大学）を大会準備委員長として東京外国語大学にて開催された。1 日目は自由研究発表（2 会場）が行われ、2 日目には共通シンポジウムが行われた。

プログラム

12 月 7 日（土）

＜自由研究発表＞第一会場

何故、ルックイーストはマレーシアの日系企業 R&D で役に立たないのか？：東方政策 30 年の功罪から・・・岡本 義輝（宇都宮大学）
 東南アジアで販売された絵葉書に見る日本人写真師の「まなざし」・・・青木 澄夫（中部大学）
 「大東亜共栄圏」の成立と崩壊：政治・軍事・経済鼎立・・・野村 佳正（防衛大学校）
 ベトナム戦争時代メコンデルタにおける統治と生存をめぐるせめぎあい・・・
 ・・・・下條 尚志（京都大学）
 韓国軍によるベトナム人戦時虐殺はどのように記憶されてきたか・・・伊藤 正子（京都大学）
 1950～60 年代におけるタイの王室イメージの再構築：プーミポン国王の 2 つの顔・・・
 ・・・・浅見 靖仁（一橋大学）

＜自由研究発表＞第二会場

古ジャワ語刻文にみるバリトゥン王（在位 898～910 年頃）の統治と王権強化・・・
 ・・・・山崎 美保（東京外国語大学）
 オランダ領東インドにおけるアラブ人コミュニティの教育活動：1920 年代以降の展開とアイデンティティの形成・・・
 ・・・・山口 元樹（慶應義塾大学）
 インドネシアにおけるムスリマのヴェールの拡がりや意味の変遷・・・野中 葉（慶應義塾大学）
 インドネシアにおける介護労働の専門分化に関する考察：ジョグジャカルタ特別州プラムルクティ（Pramurukti）研修課程の事例から・・・
 ・・・・合地 幸子（東京外国語大学）
 インドネシアにおけるユドヨノ政権下の経済自由主義：石油ガス政策の事例から・・・
 ・・・・茅根 由佳（京都大学）
 インドネシア・アチェ大災害直後の復興調査結果再考：分析されなかったデータ・・・
 ・・・・東 佳史（立命館大学）

12 月 8 日（日）

＜共通シンポジウム＞今熱い、東南アジアの政治

趣旨説明・・・玉田芳史（京都大学）
 タイ：試練に立つ政党政治・・・
 ・・・・相沢 伸広（アジア経済研究所）
 フィリピン：道徳を語るエリート支配の動揺と再興・・・
 ・・・・日下 渉（名古屋大学）
 インドネシア：民主化の 15 年・・・
 ・・・・増原 綾子（亜細亜大学）
 マレーシア：20 世紀政治経済システムの疲労・・・
 ・・・・鈴木 絢女（福岡女子大学）
 ミャンマー：予期せぬ改革はいかに始まり、どこへ向かうのか・・・中西 嘉宏（京都大学）
 カンボジア：人民党一党支配体制の確立と変容・・・
 ・・・・山田 裕史（東京大学）

＜自由研究発表要旨＞

何故、ルックイーストはマレーシアの日系企業 R&D で役に立たないのか？：東方政策 30 年の功罪から

岡本義輝（宇都宮大学研究員）

1) 問題意識

ルックイースト政策で来日したマレーシア人が帰国し、就職した在馬の日系企業において、生産/品質/事務部門では大いに役立っている。しかし R&D 部門ではほとんど役に立たず、在籍者が大変少ない。この要因について分析する。

2) 東方政策とは

マハティール第 4 代首相が、1982 年 2 月に提唱した「ルックイースト政策」は、日本の高等教育機関に留学するために、①学部留学プログラム（AAJ）、②高専プログラム（KTJ）、③ツィニング・プログラム（JAD）の 3 プログラムがある。日本への留学生数は、この 30 年間で約 4,500 人である。

この東方政策は、プラザ合意以降の日本企業のマレーシア進出に良い影響を与えたことは評価できるし、2000 年頃までは正しい政策だったと言える、しかし、2000 年以降の精彩を欠く日本企業（特にマレーシアの輸出入の 1/3 を占める電子電機産業）がマレーシアの先達を務めるには面はゆい状況である。グローバル化にそぐわない「日本語」での教育は、理念の終焉とともに役割を終えるべきである。

それに加えて、マレーシアの日系企業 R&D において、ルックイーストが全く役に立っていない実態がある。その原因は、ローカル技術者が「Why」や「How」を持ち合わせていないか

らである。その遠因は、初等・中等教育が暗記教育中心であるからである、と推察する。

3) マレーシアの理数教育の問題点

①TIMSS : IEA (国際教育到達度評価学会) の国際数学・理科の共同調査 (学校でのカリキュラムの学習到達度調査) において、マレーシアの中学2年数学の成績は、10位 (2003年) →20位 (2007年) →26位 (2011年) と下がる一方である。また、②PISA : OECD の「生徒の学習到達度調査」(読解力、数学的、科学的リテラシーの調査) は、「生徒の考える力」の国際的な評価であり、マレーシアの初等教育の問題点を抽出できるにも関わらず、マレーシアは2009年までの4回は、参加していない。また、2012年からは参加するも順位は低位である。

そこで、初等・中等の理数教育での問題点 (教育方法、教員の質、テストの内容、国際調査の未参加等) の解明を行う。

また、筆者は2003年10月～2013年1月の約9年間に約40回マレーシアを訪問したR&Dを中心にした企業と合わせて上記①～③の日本留学予備教育機関3校を訪問調査し、「ルックイーストが何故役に立たないのか」の要因の究明を行った。本発表はその究明結果の報告である。

東南アジアで販売された絵葉書に見る日本人写真師の「まなざし」

青木澄夫 (中部大学)

かつて日本の支配下にあった東アジアや旧南洋群島で、日本人が制作した写真絵葉書 (以下絵葉書と称する) が歴史史料として検討されている。一方、東南アジア地域でも、日本人の手による絵葉書が大量に販売されたが、その事実はほとんど知られていない。

朝鮮半島などで制作された絵葉書や、国内の博覧会などで販売された東南アジア関連絵葉書の販売対象者は日本人だった。しかし、東南アジア地域で日本人が関与して作成された絵葉書は外国語表記で、その購入者の大半は欧米人だった。

近年東南アジア諸国では、古写真や古絵葉書への関心が高まり、公文書館や図書館、博物館が入手に努め、絵葉書を拡大した写真の展示や、絵葉書集の発行、絵葉書の複製販売などが行われている。その中には日本人が関与した絵葉書も相当数含まれているが、写真の撮影者や絵葉書の発行人の情報について説明が付されることは少ない。

外務省の1910年『海外各地在留本邦人職業別表』によれば、在新加坡日本領事館所管地域 (以下同様に各公館所管地域) に男の写真師が42名、マニラに18名、盤谷に18名が在住した。

1917年には、新加坡に182名、マニラに53名、パタビアに64名など、東南アジア各地で計334名の男の写真師が活動していた。当初は「出写」と称した出前撮影や、村々を巡回営業していた写真師の中には、写真館を構え絵葉書製作に乗り出す人々がいた。一方、絵葉書を発行して販売する日本商店も現れた。

『南洋画報』(1911&13年)や『馬來に於ける邦人活動の現況』(1917年)の製作に協力したシンガポールの写真館東郷社やクアラルンプールの中島写真館などをはじめ、首都のみならず、確認しているだけでも、少なくとも35の都市で60店以上の写真館や商店が、絵葉書を発行している。ほかにもmade in Japanと印刷された無記名のものや、日本政府のスパイだと嫌疑をかけられた1930年代以降には、館名・店名を記さない絵葉書も数多い。

発表者が所持するなかで、日本人が関与した最も古い絵葉書は、1904年の消印があるビルマ・ラングーンの藤井商会 (藤井松太郎) が制作したものだ。1905年の消印があるメダンのK. Y. ASAHI (撮影のみ、発行者は別人) に続き、メダンでは藤崎写真館と旭写真館が制作・販売した。1910年代には渡辺商会 (ハノイ)、万歳商会 (ラングーン)、日光写真館 (ペナン)、石井写真館と筒井商店 (マラッカ)、大谷洋行 (パダン)、島根商会 (パタビア)、南洋商会 (スマラン)、サンスタジオ (マニラ) などが制作し、20年代までには、山田洋行 (ラングーンとマンガレー)、内田写真館 (タイピン)、濱口写真館 (ジョホール)、古川写真館 (スラバヤ) などが手を染めた。東部ジャワのトサリ・スタジオは、芸術性が高いと評判で、『豪華な大判写真集"Camera-beelden van Sumatra, Java & Bali" (1930)』をロンドンで印刷している。

絵葉書の製作年代の特定は困難で、しかも必ずしも写真の撮影時期と同一ではない。本発表では、1930年代までに東南アジア地域で絵葉書を発行した日本人経営の写真館や商店の発展過程を追いながら、彼らが撮影した (もしくは制作した) 絵葉書を考察する。

書籍とは異なり、消耗品ともいえる古絵葉書の入手は極めて困難である。そのほとんどは欧米諸国に渡り、日本国内はもとより、販売国の東南アジア諸国ですら残存するものは少ない。

日本と同様に、風俗や文化、自然や建造物など、東南アジア諸国でもすでに失われたものは多い。歴史の一コマを画像に残した、「無名」の日本人の残した足跡は、日本と東南アジア諸国との交流史の観点からも評価に値する。

「大東亜共栄圏」の成立と崩壊：政治・軍事・経済鼎立

野村佳正（防衛大学校）

1943年、日本は大東亜会議を開催し、大東亜諸民族の結束を高らかに宣言した。この背景には、悪化する戦況を打開するため戦争目的「大東亜共栄圏建設」を内外に確認する必要が生じたからである。ところが、戦争中4次にわたって策定された戦争指導の準拠である「戦争指導の大綱」には、不思議なことに戦争目的である「大東亜共栄圏建設」の語が出てこない。では、「大東亜共栄圏はいかに意義づけられるのだろうか。この意義を、占領地軍政と軍事作戦の相互作用から析出し、新たな視座を提供することが本発表の狙いである。

1942年、第1次「戦争指導の大綱」策定においては、「大東亜共栄圏建設」に関し、陸海政軍間で合意に至らず、広義軍政による獲得した戦略物資の配分により、陸海軍をコントロールすることを目指された。これにより、第2次バターン作戦、ビルマ進攻作戦が実施された

1943年、南東正面の戦略環境悪化により策定されたのが、第2次「戦争指導の大綱」である。ここでの「絶対国防圏」により軍事的「大東亜共栄圏」が確認された。また、これに先立つ「大東亜共栄圏略指導大綱」により、大東亜会議開催が決定され政治的「大東亜共栄圏」が確認された。さらに、軍需省設置により、経済的「大東亜共栄圏」を確立されたのである。この政治・軍事・経済鼎立が「大東亜共栄圏」の構造だったのである。ところが、サイパン失陥により「絶対国防圏」の一角が崩れ、東條内閣は崩壊する。これによって軍事的「大東亜共栄圏」は崩壊する。

政治的、経済的「大東亜共栄圏」を維持するために策定されたのが、第3次「戦争指導の大綱」である。戦争指導の中心は陸軍省から、統帥部に移り、決戦が指導される。そして、行われたのがレイテ作戦であり、イラワジ会戦であった。比ラウレルはレイテ決戦を黙認し、緬バモオは日本軍の緬撤退を要求する。このため両作戦は軍事合理性が損なわれていく。そして、「大東亜共栄圏」崩壊は、比はラウレル亡命をもって、緬はビルマ国軍の反乱をもって、政治

的・経済的に決定づけられた。

「大東亜共栄圏」崩壊により、蘭印が独立を果たしたことは歴史の皮肉であった。蘭印独立に最後まで反対していたのは海軍であったが、補給すべき連合艦隊の喪失により、反対する理由がなくなったからである。

占領地軍政と軍事作戦の相互作用から析出された「大東亜共栄圏」に意義はつぎのとおり。まず、「大東亜共栄圏建設」は、戦争前あらかじめ決定された概念でなく、軍事作戦の推移から、各アクターの交渉・妥協の過程で、第2次「戦争指導の大綱」に政戦略として決定されていった。つぎに、それは政治・軍事・経済鼎立構造をもっていた。さらに、第3次「戦争指導の大綱」により政治的、経済的「大東亜共栄圏」を維持しようとしたが、その主体をなしたのは統帥部であった。最後に、対日協力政府指導者の要求は無視できないものがあり、そのために軍事合理性を欠いた作戦が強行されたのである。

依拠した史料

防衛研究所戦史センター史料室所蔵

バー・モオ『ビルマの夜明け』（太陽出版、1973）
JOSE P. LAUREL PAPERS, SER, 003, ROLL 002; JAPANESE OCCUPATION PAPERS, AUG. 1943 TO MAY 1944, MANILA; JOSE P. LAUREL MEMORIAL FOUNDATION（京都産業大学図書館所蔵）

ベトナム戦争時代メコンデルタにおける統治と生存をめぐるせめぎあい

下條尚志（京都大学大学院）

本研究は、ベトナム戦争時代（1954~1975年）、ベトナム・メコンデルタにおいて地域社会・公権力間で繰り広げられた統治と生存をめぐるせめぎあいを明らかにする。具体的には、カンボジアと関わりが深いクメール人を中心に、商業ネットワークを持つ華人、ベトナムの多数派ベトナム人が混住する地域社会（local community）に焦点を当て、公権力の政策によって地域社会の人々がいかなる生活の変化を迫られ、その変化にどう対処してきたのかを解明する。さらには、変化への人々の対応が公権力にいかなる影響を与えてきたのかを検討する。

戦時中のメコンデルタにおいて、地域社会と公権力は、統治と生存をめぐる激しくせめぎあっていた。本研究で言及するせめぎあいとは、政策を施行することで資源と労働力を国家のために動員しようとする公権力と、政策の対象と

なる人々が、資源の配分や生活・生存の価値、リスクをめぐる対立したり折衝したり、相互に影響しあうことである。当時のベトナム共和国（以下、南ベトナム）政府は、同政府の転覆を目指す解放戦線に対抗して、兵力と食糧を確保、動員するべく、農地改革の実施や仏教・民族の庇護を標榜し、民心を掌握しようとしていた。人々は生活を改善しうる農地配分や、信仰の対象である寺院への助成金は受容していたが、徴兵や徴税のように生活・生存のリスクを課す政策は、ローカルな社会秩序（以下、ローカル秩序）に依拠することで、何としても回避しようとしていた。

たとえば、人々の中には戦火から安全な場所を求め、カンボジアの首都プノンペンという、過去から商業や仏教を通じメコンデルタと関わってきた場所へ、既存のネットワークを利用して逃避する者がいた。1970年前後からカンボジアに戦火が及んで国外逃避が困難になり、南ベトナムでも徴兵が強化され始めるが、人々のなかには徴兵逃れのために家族の互助関係に依拠して家などに隠れたり、反徴兵で一致する地域社会と仏教団体の協力関係に頼り、寺院で政府の許可なく出家したりする者が続出した。農産物に付加価値税が導入されると、市場の商取引関係に依拠して闇取引に従事する者が増加し、米価が急騰したため、南ベトナム政府は食糧を軍へ安価に供給できなくなっていた。

本研究は、ベトナム戦争時代、公権力の統治が及びにくい場所、言わば回避の「場」となった家、市場、寺院を介して成立していた協力関係が、生存危機下で生活の安定を求めた人々が依拠したローカル秩序であったことを明らかにする。さらには、地域社会やベトナム国内のみならず、カンボジアまで広がって点在する様々な「場」を介して成立するローカル秩序を抛り所に人々は生存危機を回避し、その便乗者が、人々を取り締まるべき地方幹部を巻き込んで増加するにつれ、兵力や食糧を確保できなくなった南ベトナム政府は次第に弱体化していったことを示す。

韓国軍によるベトナム人戦時虐殺はベトナムでどのように記憶されてきたか

伊藤正子（京都大学）

本発表は、ベトナムに派兵された韓国軍に関して、ベトナム側がどのように記憶し語ろうとしてきたか（あるいはしていないか）についての分析を通じ、ベトナムの歴史認識のあり方を

明らかにすることを目指す。

韓国ではベトナム参戦は武勇伝として語られてきていたが、虐殺事件を多数起こしていたことが、1999年に韓国の進歩的新聞社の出す週刊誌『ハンギョレ 21』で報道され、キャンペーンが張られた。その結果、記憶の混乱が生じ、事実の解明と謝罪を求める NGO が活動をはじめた一方で、「正義の戦争」に拘泥する退役軍人を中心とした保守派の反発を招いた。これに対してベトナムでは、各級行政組織（国家、省、県、村）、地域によって、また時間の経過によっても、韓国軍の虐殺行為について、各々異なった記憶の語り方を示した。具体的に言えば、1999年の『ハンギョレ 21』のキャンペーン開始時には、虐殺の生き残りのベトナム人たちが前面に出て、当時の悲惨な状況を素直に言葉にすることができたとし、『ハンギョレ 21』の報道を追う形でベトナムの全国紙にも同様の内容の記事が掲載されたりした。しかし、韓国が割れていることをベトナム国家が認識し、また『ハンギョレ 21』の記事がロイター通信によって英語に訳され、全世界に拡散しだすと、事態は変化し始める。虐殺の記憶の語りや県レベルを超えて国民に共有されるようになることは望ましいことではなかったのである。「反韓」感情が国民のあいだで強くなり、ひいては外交・経済交流に悪影響を及ぼすような事態になることを懸念して、ベトナム国家はこの問題が全国的に継続的に報道されることを許さなかった。

この背景には、ベトナム政府が掲げる「過去にフタをし、未来へ向かおう」というスローガンがある。ベトナムは歴史上自分たちに被害を及ぼしたいかなる国に対しても賠償を求めず、未来の関係改善こそを重視する方針をとっている。特に国家レベルにおいては、戦争被害の歴史を掘り起こして真実に沿った歴史を刻むよりも、共産党の公的記憶に貢献するもののみが「歴史」となるのである。その結果、被害国であるにもかかわらず、国家関係・国家利益を優先して、現政権への貢献がなかった戦争被害者の声を封殺し、多様な記憶の表明を許容せず、弱い立場の自国民を犠牲にするケースが見られる。

ただし、国家との摩擦を起こさない限りは問題とはならない。例えば、省や県レベルでは、虐殺事件の慰霊祭を組織したり、独自に虐殺事件についての調査を行って被害者の名簿を作成したり、事件の概要をパンフレットとして編集しているところもある。省や県は被害の記憶を省レベル、あるいは県レベルにとどめるとともに、国家とは異なる独自の動きをとることで、

住民たちの不満の緩衝材の役割を果たしている。

一方、虐殺があった村で毎年行われる韓国 NGO が組織するボランティア活動は、地元のベトナム人青年たちをも巻き込んで続けた。かれらの地道な活動が、虐殺を生き延びたベトナムの人たちの心を解きほぐし、記憶を新たにすることで、赦しと和解が生まれていく過程についてもふれる。負の歴史を明るみに出して記憶し、未来の平和のために役立てようという韓国 NGO の理念や活動が、虐殺を生き延びた人々の死とともに消えていく記憶、公的記憶になりえない「残余の記憶」を、皮肉なことに、外部者として別の回路で記述・記憶しつづけているのである。

1950～60年代におけるタイの国王イメージの再構築：プーミポン国王の2つの顔

浅見靖仁（一橋大学）

タクシン派と反タクシン派の争いに王室が巻き込まれたことや、遠くない将来に国王の代替わりが想定されるようになったことにより、ここ数年国王や王室について、さまざまな語りがなされるようになった。そうした中で、「国王イメージ」の階層差、世代差が以前よりも明確に見られるようになってきている。タイ王室について考察する上で、国王イメージの階層差や世代差は重要な意味を持つが、研究の蓄積はまだ少ない。本報告は、1950～60年代の国王の言動を分析することによって、国王イメージの階層差や世代差が生じた経緯の一端を明らかにすることを目指す。

王室との関係が悪かったピブーン政権は、プーミポン国王に農村部をあまり訪問させなかったのに対し、サリット政権は、国王に頻りに農村部を訪問させたことはすでに多くの先行研究が指摘している。そして先行研究の多くは、ピブーン政権時代の国王の言動にはあまり関心を払うことなく、サリット政権以降の国王の言動に焦点をあて、タイ国民の間に画一的な国王イメージが広まっていったかのような記述を行なっている。これに対し、本研究は、ピブーン政権下での国王の言動にまず焦点を当てる。アメリカで生まれ、ヨーロッパで養育されたプーミポンは、ごく短期間しかタイに滞在した経験がないまま、1946年に18才の若さで即位した。しかし即位後も、52年まではヨーロッパに滞在し続けた。タイは32年に絶対王政から立憲君主制に移行したが、立憲君主制への移行後は国王国内不在という状態が続いたため、52年にプー

ミポン国王が帰国した時には、立憲君主制下の国王イメージは、国民の間にまだ定着していない状態にあった。

保守派からは、1932年の立憲革命で大きく傷ついた王室の伝統的権威を復興することが期待されたが、プーミポン国王はタイの伝統文化についての造詣があまり深くなかった。プーミポン国王が次々と作曲したのはタイの伝統音楽ではなく、欧米風のジャズであり、彼が演奏したのはタイの伝統楽器ではなく、サクソフォーンであった。彼は、王妃をモデルに多くの絵も描いたが、彼が描いた絵はタイの伝統的絵画ではなく、シュルレアリスム風の西洋画であった。

農村部訪問が制限されていた1957年以前のプーミポン国王は、まずバンコク在住の中上層のタイ人に対して、幼少時から海外で教育を受け、欧米文化を身につけた「モダン」な貴公子として、ヨーロッパの王族イメージを模したような国王イメージを抱かせることになった。プーミポン国王とシリキット王妃の間には50年代に次々と4人の子どもが生まれ、バンコク在住の中上層が読む新聞や雑誌は、国王一家の様子を大きく報じた。国王自身も盛んに家族について語り、また自らが撮影した家族生活のスナップ写真を積極的に公表した。そこで描かれたのは、タイ王室の古風な宮廷生活ではなく、欧米的な核家族イメージに非常に近いものであった。

ところがサリット政権になって、国王が頻りに農村部を訪れるようになると、伝統的なテラワラーチャーやタンマラーチャー的な国王イメージが強調されるようになった。しかしそれによって、1950年代というタイの立憲君主制下での国王イメージ構築の揺籃期に作られた「モダン」な国王イメージが、完全に払拭されたわけではない。またその残像の色濃さには階層差や世代差がかなりある。50年代にバンコクの中上層の間に築かれた国王イメージと60年代以降に政府によって広められた「公定国王イメージ」とのギャップが、最近タイで表面化してきている国王イメージの階層差や世代差の背景の1つになっているのである。

古ジャワ語刻文にみるバリトゥン王（在位898—910年頃）の統治と王権強化

山崎美保（東京外国語大学大学院）

中部ジャワ時代（7世紀から928/929年まで）の研究における一次史料は主に刻文である。特に9世紀から10世紀初めに中部ジャワ（一

部は東部ジャワ)で発布された刻文の記述内容の多くは、シーマ *sīma* [不輸不入地] の定立に関するものである。シーマ定立を記述する刻文では、シーマ定立に関係する王や地方領主/高官、寺院、シーマとなった土地や村、証人、シーマ定立の儀式などを記録している。この時代に発布された刻文の記述内容はこのシーマ定立に偏っているため、先行研究では、王がどのように国を統治し、民衆や寺院に対してどのように働きかけていたのかなど、王の統治に焦点をあてて論じたものはほとんど見られない。しかし、本報告ではまさにこの王の統治について論じる。本報告は王の統治を刻文の記述から分析し、特にシーマの定立が王の統治にどのように組み込まれていたのかを考察するものである。また王が王権強化のためにどのような手段をとったのか、その検討も行う。王の統治を分析するために、統治期間中に発布された刻文が比較的多いバリトゥン *Balitung* 王 (在位 898 年～910 年頃) を考察の対象に採りあげる。本報告で史料とする刻文は、バリトゥン王時代に発布された 19 点の古ジャワ語・古ジャワ文字で書かれた刻文である。

9 世紀の中部ジャワは、ラトゥ *ratu* と呼ばれる王によって統治されていた。しかし 9 世紀の初めには、ラケ *rake* やサムガット *samgat* と呼ばれる地方領主が依然として力を持っていたようである。しかし、9 世紀半ばになると、これらのラケやサムガットが王の高官として王の統治に組み込まれていき、そして王はシュリー・マハーラージャ *śrī mahārāja* の称号を冠するようになる。このことから次第に王権が強化されていったことがわかる。しかし、9 世紀末、つまりバリトゥン王が即位する前の約 10 年間は、王権の不安定な時期であった。バリトゥン王が即位したのは、この王権の不安定な時期であり、彼の統治にとって王権の強化は重要な事柄であった。

本報告では、バリトゥン王にとってのシーマ定立が、先行研究ですでに指摘されているようにラケやサムガット、寺院を統制するための 1 つの手段として機能していたこと、それに加え、火砕流によって消えた村への救済などにみられるように、民衆を王の統治に組み込むための手段として機能していたことを明らかにする。さらに王権強化の観点から言えば、サンジャヤ王に連なる王として自らを位置づけたこと、先王に関係する寺院にシーマの恩恵を与えること、自らの称号にヒンドゥー教神の名を取り入れたことで、バリトゥン王が自身の王権を強化して

いったことを明らかにする。

オランダ領東インドにおけるアラブ人コミュニティの教育活動: 1920年代以降の展開とアイデンティティの形成

山口元樹 (慶應義塾大学大学院)

オランダ領東インドのアラブ人コミュニティは、20 世紀初頭にイスラム社会の中でも早い時期からイスラーム教育の改革に取り組んだことで知られている。その一方、インドネシア・ナショナリズムの形成において決定的な役割を果たしたとされるのは、東インドの公教育制度である。アラブ人コミュニティの教育活動は公教育制度からは分離していたため、プリブミ (「原住民」とは異なるアイデンティティの形成を促したと論じられる。しかしながら、この議論はオランダ統治期に設けられた住民区分に基づく推論に過ぎない上に、イスラーム教育の存在を考慮していない。本報告では、これらの問題を踏まえて、特に 1920 年代以降に着目し、アラブ人コミュニティの教育活動の展開とアイデンティティの形成について検討していく。

まず重要なのは、1920 年代になると、プリブミのイスラームと同じように、アラブの間でも公教育、特にエリート初等教育に対する関心が高まり、利用者が次第に増加していることである。ただし、エリート初等教育には住民区分の枠組みがあり、当時はまだアラブ人の子弟のための学校が存在していなかったため利用は制限されていた。1920 年代末になると、やはりプリブミのイスラーム教育と同じように、アラブ人コミュニティの教育活動においても停滞が問題視されるようになる。これに対して、アラブ人たちは、エジプトへの留学生の派遣、植民地の公教育制度の活用という 2 方向の対応をとった。同時期にはプリブミのイスラームの間でもエジプトへの留学が活発になっていること、そして、1930 年代にアラブの間でも公教育の利用がある程度の進んだことによって、両者の教育活動の差異は次第に少なくなっていくと言える。

以上のように、1920 年代以降のアラブ人コミュニティの教育活動はプリブミのイスラーム教育に近づいていったため、アラブの間では、プリブミのイスラームと同じ「インドネシアのイスラーム」としてのアイデンティティが形成されていったと推察される。ただし、1920 年代以降も、中東アラブ地域とのネットワークの強さやアラビア語教育の重視といった点には、アラブ

人コミュニティの教育活動の特徴が残されていた。

インドネシアにおけるムスリマのヴェールの 拡がりという意味の変遷

野中葉 (慶應義塾大学 SFC 研究所 所員)

本報告では、イスラーム教徒の女性(ムスリマ)が身に着けるヴェールを指す単語の変遷を手掛かりに、インドネシアにおけるヴェール着用者の拡大の歴史を検証し、ヴェールの着用が意味するものの変遷を考察する。

インドネシアでは、歴史的に、女性たちが頭に羽織る布はクルドゥンと呼ばれてきた。しかしながら、1980 年代以降、世界的なイスラーム復興からの刺激、国内の教育水準や生活水準の向上、スハルト体制のイスラーム政策の影響が相まって、都市部の若い高学歴層の中に、イスラームを学び生活に取り入れる人々が出現した。自発的にヴェールを着け始めたこの層の若い女性たちは、イスラームの教えに適った自らのヴェールを、クルアーンの章句の単語に倣いジルバブと呼び始めた。ヴェールを着けるムスリマが社会の中で圧倒的な少数派だった時代、女性たちは、必ずしもイスラーム的意味を持たないクルドゥンの用語に替えて、ジルバブの用語を採用した。ヴェール着用や、イスラーム活動への参加に対する、政治的・社会的な圧力がかかる中、ジルバブの用語の採用は、イスラームの教えに適ったヴェールを自覚的に着用していることを表明し、意識や行動を共にする仲間たちをつなぐ役割を果たした。

その後、社会のイスラーム化の進展と共に、社会のより幅広い層の女性たちに、イスラームの教えを意識したヴェール着用が広まるようになった。ファッション業界が先導し、政府のバックアップでイスラーム服業界全体の発展がみられると同時に、より幅広い層の若い女性たちが、ヴェールを身に着け、これを広める活動に参加している。彼女たちは、かつて少数派だったヴェール着用者が採用したジルバブという用語に替えて、ヒジャーブというアラビア語起源の単語を好んで使用し、またヒジャーブの語に、英語で「人々」を表す“ers”を付けた“ヒジャーバーズ”という造語を用いて、自分たちのことを表現する。ヒジャーブの語を用いることで、イスラームの教えに従ったヴェール着用も、現代的なおしゃれと両立することを示し、オープンなイスラームのイメージを提示する新しい潮流を作り上げた。

クルドゥンからジルバブ、ジルバブからヒジャーブという使用単語の変遷は、ヴェールとイスラームに対するインドネシアのムスリマの意識の変遷が表出したものである。1980 年代のジルバブ、現代のヒジャーブの語の採用は、自分たちの行動を確認し、正統化し、それ以前の状態との差別化を図り、他の人への呼びかけの際の効果的な方策であった。また、各時代の状況や制約下で、女性たちがムスリマ性やイスラーム性を模索し、獲得していく自発的な動きの表象として、ジルバブ、ヒジャーブの語の使用と拡がりを見ることができる。

インドネシアにおける介護労働の専門分化に 関する考察：ジョグジャカルタ特別州プラムル クティ (*Pramurukti*) 研修課程の事例から

合地幸子 (東京外国語大学大学院)

今日我々は、世界的な高齢化という人口構造が歴史的に大きく変容する場面を迎えている。世界的に課題となっている高齢者問題は、東南アジアにおいても深刻な問題となり始めている。インドネシアでは、近代社会成立の過程において平均余命が伸展し、医療水準が向上した結果、延命が可能になった一方で中長期的に障害を抱える高齢者に対する介護の必要性を増加させている。

インドネシアにおける高齢者介護は、伝統的に、同居する家族を基本とする親族や共同体の協働実践の中でおこなわれてきた。また、経済的に余裕がある家庭では家事労働者が家事労働の一部の行為として介護労働を担っている。高齢者福祉施設に入所することは一般的ではなく、また施設の数も少ない。高齢者介護の担い手として期待されている家族は、社会進出の機会の増加も伴って、重度化する介護により負担を強いられている。

このため、介護労働に対する国内での需要が増加している。従来、介護労働のための職業訓練は、海外出稼ぎ労働者に対して斡旋企業などが実施するものと見られていた。ジョグジャカルタ特別州では、1980 年代から、都市部を中心として民間の医療関係者による国内向けの教育研修が始まり、資格を受けた人びとが国内で介護労働を専門的にこなっている。しかし、これまで介護労働を対象とする研究は、グローバルなヒトの移動に注目してきており、インドネシア国内における介護労働の実態には目を向けてこなかった。

研修制度は、1977 年に教育研修あるいは技能

訓練制度が整えられたことを契機に、とりわけ農村部における貧困者の教育水準の向上と失業率の低下を目的に始まった。介護研修は、独立して働く意識や専門職としての人格の開発を目的としている。研修を受けることにより、待遇と報酬の良い職業を選択できる機会が、今まで以上に増加した。このため、介護労働職は国内労働市場における選択肢のひとつとなっている。

本報告が注目するジョグジャカルタ特別州は、インドネシアの中でも最も高齢化が進んでおり、専門知識を持った介護労働者に対する雇用ニーズがかなり可視化している地域である。介護労働における専門分化について考察することは、伝統的社会における「ケア」の規範を再考するためのひとつの手掛かりとなるだろう。

本報告は、介護研修モデルを通して、とりわけ雇用者の自宅で勤務する介護労働者であるプラムクティに注目し、介護労働職の国内における専門職としての位置づけを明らかにする。家族が選択できる介護手段のひとつとして、国内における介護労働職には、潜在的に家族の協働者としての重要な役割があることを指摘する。

インドネシアにおけるユドヨノ政権下の経済自由主義：石油ガス政策の事例から

茅根由佳（京都大学大学院）

本研究では、インドネシアにおける石油ガス政策の事例から自由主義経済政策の運営をめぐるユドヨノ政権の戦略的対応を分析し、民主化期の三権分立構造の下での政治過程の変化を明らかにする。インドネシアでは1998年にアジア通貨危機の影響を受けてスハルト体制が崩壊した後、政治的な民主化と経済の自由化にむけた改革が進められた。既存研究は、改革による制度変更後もスハルト体制期からの寡頭的なエリートが巧妙にエリート支配を継続させていると指摘する。しかし、民主化の一環として確立された三権分立構造の下で、エリート間の競争がいかに個別的政策形成、そして運営における政治過程に影響を与えたかという具体的な分析はほとんどなされていない。1999年当時、エネルギー・鉱物資源大臣であったユドヨノは石油ガス産業の自由化に向けて新石油・天然ガス法案成立に尽力し、2004年の大統領就任後は自ら石油・ガスメジャーの誘致に努めた。また、投資環境を改善し、外資との交渉には執政府の中枢に取り込んだビジネスエリートや学者出身者を携えて対応した。そして、保護主義を求める自由主義政策反対の圧力を受けつつも、過去10

年以上にわたり政策を維持し、通貨危機によって一度は破綻した石油・ガス産業からの国家歳入額を伸ばすことに成功した。2012年11月には石油・天然ガス法は憲法裁判所の違憲判決を受けたが、ユドヨノ政権は同日中に大統領規則を発令して事実上同法を維持することで迅速に対応し、また、石油・ガス企業へのインセンティブの付与を約束して投資環境の悪化を食い止めている。立法府は違憲判決に対して、その後の法律修正を行う必要があるが、執政府の迅速な対応を受けて、その後の国会での政策修正にむけた議論は実質的に停止状態にある。民主化後、立法府及び司法府の影響力が伸張し、三権分立構造の下に政策の正当性を巡る競争が激化するなか、石油・ガス政策においては執政府が政策運営における主導権を確立している。

インドネシア・アチェ大災害直後の復興調査結果再考：分析されなかったデータ

東佳史（立命館大学）

本発表は2006-7年にIOM（国際移住機構）が収集したGAM（アチェ自由運動）ゲリラ兵士の人口学的データを、解読可能な形に修復して分析したものである。

2004年12月26日に発生したスマトラ島沖地震から、すでに9年が過ぎた。当時は軍事行動地域とされUnder researched¹状態であったアチェに大挙して援助団体が入り開発「調査」を始めたのである。IOMもGAM兵士4958名に対して職業訓練要望調査を行った。質問票自体は汎用性があったが、問題はデータ入力方法であった。EXCELにデータ入力する際にコード表もなく「文字入力」を繰り返すという初歩的なミスの結果、数字で入力されたデータしか分析できないEXCELの特性故に解析不可能となり4958名の貴重なデータは結果的に無駄となった。

今回復旧したデータの主な分析結果は以下の通りである。

- 1) 半数以上の元兵士達の戦闘期間は1年以下に過ぎず、社会復帰の可能性は高かった。
- 2) 年齢構成は39才以下が3分の1を占め、この点からも社会復帰は不可能ではなかった。
- 3) 教育水準は小学校（未卒含む）が3分の1を占め、職歴も農林水産業従事者が3割を占めていたが、逆に職業訓練への要望は自営業（Wiraswasta）や商業（Dagang）が4割近くを占めるなど「現実」を直視しない傾向がみられた。

これらデータはその後の社会再統合の為の職業訓練計画作成に重要なものであった。しかし、データが解析不可能であった故に、データを検証する場もないままに元兵士達の要求を鵜呑みにせざるを得なかった。結果的に職業訓練では起業家養成コースが乱立し、本来は農林水産業を主に社会復帰すべきであった元兵士達は商業・自営業に従事した。アチェ復興は、GAM 構成員のイルワンディ前州知事によって頓挫すべくして頓挫したのである²。

依拠した資料または調査等は以下の通りである。2006 年初頭、恩赦によって釈放された元 GAM 構成員 1384 名、208 名の元政治犯、464 名の減刑政治犯(合計 2056 名の元政治犯)及び 2902 名の元兵士達、総計 4958 名に対して、IOM が一括資金 9 百万 RP 配布と同時に職業訓練ニーズ調査を行う際に収集した統計データ(以下 2006 年 IOM データとする)。

¹ Reid, A. (2006) "Introduction", in (ed.) Reid "Veranda of Violence, The Background to the Aceh Problem". Singapore University Press, pp.1-20

² 東 佳史 (2008), *インドネシア、アチェ独立運動除隊ゲリラ兵士とその再統合—大水流れ来たりてわが魂に及べり—2006 年世銀調査、2006-2007 年 IOM 調査との比較から* 平成 19 年度独立行政法人国際協力機構客員研究員報告書 JR0731

〈共通シンポジウム要旨〉

趣旨説明：今熱い、東南アジアの政治

玉田芳史 (京都大学)

東南アジアの政治に今何が起きているのか。多くの国で大きな変化が生じようとしている。2013 年に限って見ても、政治体制が変わる兆しが観察された国がある。独立以来万年与党として政権を握ってきたマレーシアの UMNO を中心とする国民戦線は 2013 年の総選挙で苦戦を強いられた。カンボジアでも 20 年間にわたって政権を握ってきた人民党が、2013 年の総選挙で野党から予想外の挑戦を受けることになった。長期間にわたって軍事政権が続いてきたミャンマーでは、民主化に向けた動きが進んでいる。憲法上の規制が解除されるならば、次の選挙では野党指導者が政権を握る可能性もある。

時間軸をもう少し伸ばして眺めると、1986

年にアジアで民主化の第三の波の先陣を切ったフィリピンでは、ピープル・パワーのピープルが誰なのかをめぐる争いが続いている。それは選挙結果に正当性を認めないという主張を生み出すこともある。タイではフィリピンの後を追って 1990 年代に民主化が進んだ。しかし、2006 年以後は、総選挙が実施されるのか、実施されたとしても投票結果が尊重されるのかどうか、不確かな状態が続いている。選挙で誕生した政権が軍隊や裁判所によって打倒されてきたからであり、今現在もその可能性があるからである。政治のこうした混乱とともに不敬罪の摘発事例が増えたことは、君主制の特別な地位を認める政治体制が転機を迎えている可能性を示している。民主主義の定着でこの両国と対照的なのがインドネシアである。インドネシアでは 1998 年にスハルト大統領が退陣した。その直後には、国家崩壊の危機すら懸念されていたインドネシアでは、その後の 15 年間で政治が民主化し、しかも安定を享受している。今日では東南アジアにおける民主化の最優等生となっている。

政治のこうした変化や混乱の背後には何があるのか。政治は今後どこへ向かうのか。こうした状況を内外の先行研究はどう捉えてきたのか。民主化や競争的権威主義といった政治学の視角は分析に有効なのか。本シンポジウムでは、そうした研究動向を視野に入れつつ、地域研究に一段と軸足を移して、6 つの国の政治ではそれぞれの国の歴史的文化的な文脈を踏まえると今何が熱いのかについて話題を提供し議論をしたい。時間軸は国によって異なるものの、おおむね 20~30 年となる。

政治の変化は社会や経済の変化と互いに作用し合う関係にあり、政治の動向を的確につかんでおくことは各国を理解するために不可欠な作業であろう。何が重要なのか、何が問題なのかといった点について、対象地域に肉迫する研究者が多い地域学会ならではの強みを活かして、多角的に議論を行い、理解を深めたい。

タイ：試練に立つ政党政治

相沢伸広 (アジア経済研究所)

タイは 2006 年—2011 年の 5 年間で(日本と同様に)六人もの首相を輩出した。めまぐるしい政権交代の時代を経て、現在の与党プアタイ党(タクシン内閣時代の政権与党タイラックタイ党の後継政党)は長期安定政権の樹立を目指している。ただ長期政権樹立のためには、避けられない課題が二つある。第一に非民選権力を

代表する司法・軍との対決/融和であり、第二にプアタイ党の支持基盤である赤シャツ (UDD) との関係維持である。

2001年以來、タックシン派政党は総選挙に連続5回勝利しながらも、2006年の軍事クーデタ、2008年の司法クーデタにより長期政権樹立の夢を阻まれてきた。したがって、インラック政権は同じ轍を踏まぬよう、まずは軍事クーデタの可能性を抑えるため、国軍とは宥和政策を採り、次に司法クーデタを防ぐために憲法改正を通じて司法権限の縮小を目指す対決政策をとっている。

一方、タックシン派政党の生命線はなによりも選挙で勝ち続けることにある。タックシン派政党が強いのは、選挙公約の実現力にある。したがって、現政権は2011年総選挙で掲げた糶米質入制度や最低賃金法などの公約を、如何なる反対運動や如何なる財政的コストがあっても実現していくことが、長期政権樹立のためには不可欠である。

タイの政治が安定しないのは、上記二つのポイントを同時に実現することが難しいからである。その一例を挙げるならば、プアタイ党が2011年総選挙で掲げた公約として、アピシット政権下における治安部隊との衝突で犠牲になった赤シャツメンバーの名誉回復、逮捕者の解放、そして国軍の責任追及すること、というものがあつた。政治的な正義を求めるこの公約を守らなければ、政権の礎となっている赤シャツの支持は離反する恐れがある。そうなれば、次回選挙での勝利は危うくなり、長期政権の夢は潰れる。一方で、公約実現を強引に推し進めれば、司法、国軍との関係は悪化し、クーデタの可能性が高まり、政権維持に黄信号が灯る。長期政権を目指すプアタイ党はこうしたジレンマの中にある。

現在はタイ政党政治の試練の時である。政権与党であるプアタイ党と司法、国軍との関係は、民主制において政治権力が果たして政党にあるのか否かを改めて問い、赤シャツに代表される有権者たちのプアタイ党への圧力は、政党のアカウンタビリティ、政党が持つ市民社会の代表性が維持されるか否かを試す。タイの政党が直面しているこの試練ゆえに、今後、民主主義の根幹を支える政党が強く、信頼される組織としてタイに定着するか否か、もしくはタイ政治が司法や国軍による旧来型のエリート支配、または街頭政治の応酬へと流動化がすすむのか、その帰趨は予断を許さない。

フィリピン：道徳を語るエリート支配の動揺と再興

日下渉 (名古屋大学)

フィリピンは20世紀初頭とアジアで最も早く民主制度を導入したにもかかわらず、その実態はエリート支配だと批判されてきた。1986年のピープル・パワーによる民主化も、戒厳令以前のエリート支配を復活させたに過ぎず、エリート一族が何世代にわたって選挙職を独占し、クライエンタリズムや暴力・強制によって住民を支配しているというのである。エリートの権力基盤をめぐる理解の様々な相違はあれど、フィリピン政治を説明する最も有力な理論は、こうした「エリート民主主義論」のままだといえよう。

しかし近年では、都市化や出稼ぎの増加を背景に、より多くの住民がエリートの支配から自由に政治参加するようになっており、エリート民主主義だけでは説明できない現象が広がっている。とりわけ民主化以降、多くの市民組織が積極的なロビー活動を展開し、貧困層など周縁化された社会集団の利益を促進する公共政策の策定と実施を試みてきた。フィリピンの「市民社会論」はこうした実践に着目し、市民組織の政治参加がエリート支配を変革していく可能性を主張する。ただし、こうした市民社会論は、中間層と貧困層が協働してエリート支配に挑戦していくことを想定するものの、この想定は現実によって裏切られている。

中間層と貧困層の分断と対立を助長したのは、ポピュリストとも称される対抗エリートの台頭である。彼らは主にマス・メディアを通じた全国的な知名度を活用し、伝統的エリートからより自律的になった貧困層の票を支持基盤に台頭してきた。「ポピュリズム論」はこの現象に着目して、対抗エリートが無学の貧困層を騙して私的利益を追求していると批判する。市民社会を自称する財界・教会・穏健左派・中間層も、彼らの改革主義的な実践が、ポピュリズムの台頭によって妨げられたと批判する。しかし、貧困層が対抗エリートを支持する現象を、非合理だと道徳的に批判するのは党派的批判にすぎず、むしろエリート支配の構造に根源的な変容があったのかどうかを分析することが必要である。

本報告では、伝統的エリートと対抗エリートとの競合、および市民社会を自称する社会勢力 (財界・教会・穏健左派・中間層) と貧困層との競合に焦点を当て、民主化後のエリート支配の変化と継続を検討する。そして、現アキノ

政権下では、腐敗に対抗する「道徳」を語る伝統的エリート（アキノ、ロハスら）と「市民社会」を自称する社会勢力が連合して、他のライバル伝統的エリート（アロヨら）を排除しつつ、貧困層の支持を受けた対抗エリート（エストラダ、ピナイ、ビリャールら）の台頭を妨げることで、支配基盤を確立させようとしていると主張する。

インドネシア：民主化の 15 年

増原綾子（亜細亜大学）

インドネシアは、1966 年から 1998 年までのスハルト大統領の時代、東南アジアでもっとも強権的であると言われた体制であった。しかし、1998 年 5 月にスハルト体制が終焉して以来、民主化が進み、現在では東南アジアでもっとも民主的な政治体制であると評価されている。インドネシアの民主化にはその民主主義やガバナンスの質をめぐる「留保」が常に伴っている。しかし、それでもインドネシアが安定した民主体制を築いてきたことは確かであろう。

ポスト・スハルト期のインドネシア政治は、1998 年 5 月のスハルト大統領退陣から 2004 年 10 月のユドヨノ政権成立までの 6 年間と、ユドヨノ政権成立から現在までの 9 年間と大きく二つの時期に分けられ、初めの 6 年間は民主的制度の構築に重点が置かれた時期、その後の 9 年間はガバナンス改革に重点が置かれた時期であると見ることができる。1998 年から 2004 年までは犯罪の増加やテロ、紛争などで治安が悪化し、国政も混乱した時期であったが、同時に改革志向の強い専門家、NGO、労働運動の指導者などが立法過程に影響力を及ぼしたこともあって、国民協議会は 4 度の憲法の改正を行って権力の分立と人権を重視した憲法を生み出し、国会は総選挙法、地方分権化 2 法、労働法、大統領選挙法、社会保障法、国軍法などを制定し、汚職撲滅委員会や憲法裁判所を新たに設置し、インドネシアにおける民主主義の土台を築くことに成功した。

2004 年 10 月にユドヨノ政権が成立すると、改革の主眼は制度の効率的運用や汚職撲滅、富の再分配の在り方などをめぐるガバナンス改革に置かれるようになった。しかし、いったん敷かれた民主主義のルールから逸脱するような動きはない。

マレーシア：20 世紀政治経済システムの疲労

鈴木絢女（福岡女子大学）

マレーシアは、政治の安定性、経済成長、貧困削減において、東南アジアの優等生ともいえるべき実績を誇ってきた。同国では、1969 年の民族暴動後の一時的な議会停止を例外として、1957 年の独立以来、民主的制度が安定的に機能しつづき、そのもとで、与党連合連盟党と、その拡大版の国民戦線（BN）が政権を担ってきた。民族・地域政党の連合である BN は、市民の政治的自由を緩やかに制限しながら、いわば排他的な政治クラブとして、先住民ブミプトラに対する優遇政策を含む分配問題を決定してきた。インドネシアでスハルト体制の終焉をもたらしたアジア通貨危機は、マレーシアにおいても政権交代や政治の自由化へ向けた圧力（「レフォルマシ運動」）の契機となったが、具体的な変化には帰結せず、むしろ同国の政治制度の強靱性が示されることになった。また、マレーシア経済は、1980 年代半ば以降、電子・電機セクターを中心とする輸出志向型工業に牽引され、ASEAN 内ではシンガポールに次ぐ第二の規模を持つに至った。通貨危機時に、資本規制や景気浮揚策によってマレーシアが他の ASEAN 諸国に先駆けて回復軌道に乗ったことも、しばしば言及されるとおりである。

しかし、今日、20 世紀のマレーシアを支えた政治経済システムは変革を迫られている。2008 年 3 月に行われたマレーシア下院選挙において、BN は 2/3 の安定多数維持に失敗した。BN の後退をもたらしたのは、政治的自由の制限や選挙制度の不透明性に不満を募らせる若年層および都市中間層、ブミプトラへの優遇政策継続に反対する非ブミプトラ、さらには、外国人労働者の大量流入による賃金抑圧に憤る労働者の離反だった。2009 年に成立したナジブ政権は、失地回復に向けて、市民的・政治的自由を制限する法律の撤廃・改正および選挙制度改革、さらには民族の別にかかわらぬ「市場友好的で非差別的な」優遇政策の導入を謳った。しかし、一連の改革は、与党や選挙委員会、ブミプトラ企業家からの抵抗によって骨抜きにされた。その結果、2013 年選挙において、BN はさらに支持を失うことになった。

経済分野では、低賃金外国人労働に依存した製造業が活力を失う一方で、ブミプトラ優遇政策を一因とした頭脳流出も相まって、産業の高度化が進まず、「中進国の罠」に陥って久しい。これに対し、ナジブ政権は、民間セクターのイ

ノベーションにより牽引される経済への転換をめざし、「新経済モデル (NEM)」を掲げた。しかし、人材の高度化に向けた最低賃金導入は、政権の支持基盤であるビジネスセクターの十分な合意を得られず、一部の低所得者層の賃上げをもたらすにとどまるなど、構造改革への道のりは険しい。

本報告は、レフォルマシ以降のマレーシア政治経済を、「20 世紀政治経済システムの疲労」としてとらえたうえで、この現象を説明しうる理論枠組みを模索する。

ミャンマー：予期せぬ改革はいかに始まり、どこへ向かうのか

中西嘉宏 (京都大学)

ミャンマーでは、2011 年 1 月の「民政移管」以来、多くの人々の予想に反するかたちで政治経済改革が進んでいる。改革がはじまって約 3 年、その間、ミャンマーブームとも言えるほど、同国の政治経済状況は世界の注目と期待を集めた。結果、各種報道や調査・研究の蓄積が増えて同国の実態がわかるにつれて、次第に過度な楽観論も過度な悲観論も減り、より客観的な評価が進みつつあるように思われる。と言いながら、「民政移管」以前から客観的な評価をしてきたつもりであったミャンマー研究は、今起きている変化をまったくと言ってよいほど予想できなかった。かく言う報告者も、「民政移管」後も実質的な軍政が持続するだろうと考えていた。学者の予想が当たらないことはもはや珍しくないで、それ自体に深く責任を感じる必要はないと思われるが、予想できなかった理由を検討し、今後の分析に活かすことはミャンマー研究の発展にとって十分有益であろう、という考えから、この報告ではミャンマー政治の現状分析と先行研究の批判的検討を行いたい。

まず、2011 年の「民政移管」の背景と、テイン・セイン大統領による改革を概観し、現行の政治体制である 2008 年憲法体制が決して民主的なものではなく、立憲主義と政治的自由化の側面が重要であることを指摘する。この意味では現在のミャンマーの政治的变化を民主化と呼ぶことはできない。しかしながらその一方で、現体制はかつて東南アジアに生まれた開発体制のような比較的安定した権威主義体制でもなく、持続性という点ではきわめて脆弱である。例えば、与党の組織力と集票力、選挙制度の設計、大統領選出の制度設計、アウンサンスーチーの国民の人気といった点を考慮すると、2015 年に

予想されている総選挙が現与党と国軍に有利なかたちで進ようには必ずしも見えない。こうした現体制の脆弱性について検討を加えるとともに、今後の政治状況の見通しについて議論したい。その上で、2011 年以降の一連の変化をミャンマー研究の蓄積からどこまで予想可能だったのか、欠けていた視点は何だったのか、その視点を補うことで変化をいかに説明しうるのか、これから求められる研究の視角とはどういったものか、といった問題意識のもとで簡単な研究展望を行うつもりである。

カンボジア：人民党一党支配体制の確立と変容
山田裕史 (東京大学・日本学術振興会特別研究員)

本報告の目的は、国連暫定統治後 20 年間のカンボジア政治の展開を、カンボジア人民党(以下、人民党)による一党支配体制の確立とその変容という視点から論じることにある。

カンボジアでは国際化したカンボジア紛争(いわゆる「カンボジア問題」)の和平プロセスの一環として、1990 年代初頭に複数政党制に基づく定期的選挙という民主的政治制度が導入された。1979 年から 1991 年まで一党独裁体制を敷いた人民党(当時の党名はカンブチア人民革命党)は、国連暫定統治下で実施された 1993 年選挙で王党派のフンシンペック党に惜敗を喫した。しかし、「2 人首相」制の導入によって連立政権の一角を占めることに成功した人民党は、以後、1997 年のフンシンペック党との武力衝突および 1998 年選挙における勝利によってその支配を再確立し、2000 年代を通じて一党支配体制を確立するに至った。外見上は民主的な政治制度を維持していることから、カンボジアの政治体制は典型的な選挙権威主義体制、あるいは競争的権威主義体制と位置づけられる。

本報告では、人民党がマルクス・レーニン主義を放棄した 1991 年以降も「党国家体制」を模した党組織を支配の中核に据えていること、同党が常勝する選挙制度を構築・運用していることなどに注目しながら、同党がいかにして一党支配体制を維持しているのかを検討する。また、野党が大躍進した 2013 年選挙結果の分析から、近年のカンボジア政治にみられる変化についても言及したい。

短報

地域研究から災害への応答の一努力として：
2013 年フィリピン台風災害緊急研究集会

宮脇聡史（大阪大学）

2013 年 11 月 8 日に中部フィリピンを縦断した台風 30 号は甚大な被害をもたらした。特にレイテ島タクロバン市をはじめとする高潮による破壊の報道は大きな衝撃をもたらし、大規模な緊急救援が行われるに至った。その中で京都大学地域研究統合情報センターの山本博之氏と西芳実氏の呼びかけにより、災害と緊急救援、復興支援をめぐる実情の把握と地域研究の視点からの知見を緊急に結集する試みとして、去る 12 月 4 日、京都大学稲盛財団記念館大会議室を会場に「フィリピン台風災害緊急研究集会」が持たれた。京都大学地域研究統合情報センター、地域研究コンソーシアムに加え、東南アジア学会も主催に加わることとなった。

プログラムは以下の通り（敬称略、詳細は以下を参照）。

<http://www.cias.kyoto-u.ac.jp/event/?p=1786>
趣旨説明（山本博之）

第 1 セッション：「フィリピン台風災害緊急人道支援活動報告」（奥村真知子）、「フィリピン台風災害－災害と復興の視点」（渡辺正幸）

第 2 セッション：「フィリピンの台風被災を遠くから見る－備えるとは何か、届けるとは何か」（青山和佳）、「サマル島の政治社会状況－被災地支援の際に思うこと」（細田尚美）、「フィリピン台風災害への対応－在日フィリピン人コミュニティの視点から」（石原バージ）

第 3 セッション：「レイテ島の歴史から見た政治風土」（荒哲）、「災害復興に向けてフィリピン社会を振り返る」（宮脇聡史）

コメントと総合討論：寺田勇文、清水展、上記発表者、司会（西芳実）

本研究会は様々の制約の中での最善をめざしたものであったということが出来る。特に大きな制約は、現場で救援活動や調査を実施してきた人を発表者として立てられる段階になかったことと思われる。本研究会は、発表者が各自の関心や情報源に基づき現状の理解を深める努力をしつつ、基本的には各々の専門や過去の成果に基づく発表を行い、そこから想定される問題につながると考えられることを提示しようと努めたことである。それは、災害は日常の出来事の延長であり、災害が社会に外から力を加え

ることで、私たちが日頃後回しにしがちな社会の潜在的な課題を露わにし、また外部社会の人々にも関与や介入の機会を与えるので、復興とはそこで露わにされた社会の課題への取り組みも含めたものになるのが望ましい、という山本の趣旨説明における問題提起に、何とか答え始めようとする地域研究者を中心とした最初の努力の一つとして位置づけられよう。そのためにできるだけ緊急に一度集会を実施する、という目的の中で制約もありつつ、実務経験者、被災地域の専門家、フィリピンに関する諸分野の研究者をできるだけ幅広く集め、想定される課題の多面的な把握に努めることが出来たのではないかと考える。

そこでは多くの課題が挙げられていた。例えば、大規模災害の中での支援団体と現地関連団体の連携上の課題、防災のための工学的対応に欠かせない政治意志の問題、大規模災害への大規模支援の中での長期的な現地とのかかわりに基づく支援の位置づけ、被災地において歴史的に形成されてきた風土や社会文化との折り合い、政治構造がもたらす行政的対応の特徴、災害報道のバイアスの問題など多岐にわたる。振り返るに本研究会で挙げられた論点の多くがその後の報道・報告等に見いだされることに改めて気づく。

本研究会の発表者の一人として、当該地域のフィリピン研究者からのイニシアティブによるものではなかった点の反省は今後に生かすべきとの感慨もあるが、それ以上に、この研究集会を企画された山本氏、西氏の、災害支援や復興に関する地域研究者としての、実務家との活発な情報・意見交換を含めた高いコミットメントに、改めて深い敬意を表し、このような機会を持てたことを感謝したい。

緊急救援の段階は収束に向かい、軸足は復興へと向かっているが、他方で他の災害の発生、脆弱化した被災地の復興の課題の深刻さは明らかである。他方で既に諸活動の現場報告の蓄積が進み、また現地の実情を観察・調査する研究者も現れてきている。今後中長期的に、地域研究者と関連他分野の専門家や実務家、またフィリピン研究者と他地域の研究者の間の交流や情報交換を進めていくことも課題となる。この研究会はそうした動きの第一歩としての重要な意義があったと考えるし、その報告書『台風ヨランダはフィリピン社会をどう変えるか』（京都大学地域研究統合情報センター）も十分に参照の価値のあるものとなっていると思う。

石井米雄資料集成から学ぶ学究精神と東南アジア研究への示唆：ワークショップ報告

柴山守（京都大学）

去る3月8日、京都大学稲盛財団記念館3階大会議室において、石井米雄コレクション・ワークショップ「地域研究スピリッツの継承ー石井米雄を語るー」が京都大学地域研究統合情報センター（地域研）の主催で開催された。全国から86名が集い、半世紀にわたり東南アジア研究に傾注された石井米雄先生（1929-2010）の軌跡や学究精神について熱心な議論が展開された。ワークショップは、上智大学・寺田勇文教授から「上智大学の石井先生」と題して、1990年から7年間に至る東南アジア研究を講じられた軌跡について紹介され、続いて「データでみる石井米雄先生ー〈ひと〉と〈研究〉」と題して地域研・柴山守特任教授から資料集成の特徴や

50年間にわたる研究テーマの変遷、バーチャル図書館と資料集成の公開について報告された。また、愛知大学・伊東利勝教授からは、「千年王国運動と地域研究」と題して、石井先生によって整理された上座仏教圏における千年王国運動論について考究され、最後に地域研・林行夫教授が『『パイドロス』と地域研究』と題して、ヒトとモノ、事実から地域の時空間を描き伝えようとした石井先生の知的探求心について語られた。

4つの報告と参加者による熱心な議論から、石井先生の知的営為のみならず、地域研究における現地語の駆使、地域に根ざすこと、文理協働で研究を推進することの重要性が示唆されたワークショップであった。



新しい東南アジアを見る、学ぶ、食べる：土屋健治追悼イベント

貞好康志（神戸大学）

2014 年 4 月 5 日（土）、京都大学東南アジア研究所稲盛財団記念館で標題の催しが開かれた。1995 年に逝去された土屋健治氏（当時、京都大学東南アジア研究センター教授、東南アジア史学会会員）の記念行事としては、翌年に大部の追悼集が刊行されたほか、2009 年に東京で追悼シンポジウムが開かれており、今回はそれらに続くものである。森山幹弘氏（南山大学）を代表とする約 20 名の実行委員会が主催、京大東南アジア研究所と同大学院アジア・アフリカ地域研究研究科及びインドネシア留学生協会京都・滋賀支部が共催し、国際交流基金ジャカルタ日本文化センターと伊藤忠インドネシアの協力を得た。

前回の追悼シンポジウムがその名の通り土屋氏の代表作の一つ『カルティニの風景』の読み直し・再評価に焦点を絞った学術的催しだったのに比し、今回の行事の特徴はタイトルにも表れている通り、学術シンポジウムのみならず、映画上映、伝統芸能の公演、写真展、東南アジア各国の屋台出店など多彩な催しを組み合わせた複合イベントだった点である。これは「研究者だけでなく広く一般市民にも家族連れで来て貰えるような、また日本人だけでなく留学生や日本に住む東南アジアの人々にも楽しんで貰えるような催しにしよう」という実行委員会の方針に沿ったものであった。

学術シンポジウムは「東南アジア研究の新風景：21 世紀のつながりのかたち」という全体テーマで行われた。まず押川典昭氏（大東文化大学）が「土屋健治の学問：まるごと理解すること」と題する基調講演で、土屋氏の業績のうち比較的忘れられている「アルマナック・ムラユ論」と「知識人論」の二つを取り上げ、氏が晩年に到達した知的境地や研究者としての立ち位置を示すものと再評価し、残された者の覚悟のほどを問うた。

続く本セッションでは、土屋氏の没後に学究の道へ入った若手三名が、それぞれの切り口から東南アジアの最新状況についての報告を行った。最初に小林知氏（京都大学）が「表があれば、裏がある：カンボジア農村生活のフィールドワークから」と題し、出家生活に代表される仏教秩序が世俗秩序と表裏一体をなしているカンボジア庶民の生活世界の基本構造を示した上で、近代国民国家とは異なる重層的な「公空間」

のあり方や出家者の「移動」のパターンなどを分析した。続く見市建氏（岩手県立大学）は、「イスラーム化と再編される人々のつながり：インドネシアから」と題し、1998 年以降（ポスト・スハルト期）のインドネシアで、政治指導者から中間層、庶民レベルまで、民主化やマルチメディアの発達と相まって、従来になかった形態のイスラーム化現象が様々に現れていることを豊富な映像と共に報告した。最後に坂川直也氏（京都大学）は、「東南アジアのドキュメンタリー映画における民衆の広がり」と題し、最近の東南アジア映画界、特に記録映画の製作現場において、国際というより「人と人之間」という意味での民衆の交流が広がりつつあるさまを紹介し、日本を含む域外での映画祭などがその媒介の役割を果たしていることを指摘した。総じて、土屋氏が視野に入れつつも自らは深めることのなかった大陸部民衆の生活世界、インドネシアのイスラーム、東南アジア映画界という諸領域から人々の重層的なつながりの現在形を生き生きと伝える三報告であり、活発な質疑応答が行われた。

既述の通り、今回の催しは複合イベントであり、「学術空間」と位置づけられたシンポジウムと連動または並行する形で様々な行事が同時開催された。「映像空間」では日伊合作の特撮ヒーロー番組「ガルーダの戦士ビマ」及びドキュメンタリー作品「デノクとガレン」が日本語字幕つきで上映された。「祝祭空間」では、ジャワ伝統芸能団 Hana☆Joss によるワヤン（影絵芝居）や獅子舞の公演、東南アジア各国（ミャンマー、タイ、フィリピン、インドネシア）の屋台での民族料理や菓子・小物の販売、原田晋氏による「タマン・シスワの世界」の展示、また実行委員会有志撮影による東南アジア各地の写真展なども行われた。委員会の期待通り、研究者のみならず幅広い職業や国籍や年齢の（幼児を含む）参加者がつどい、土屋氏の愛した東南アジアの「にぎわい」の時空間が京都に顕現した一日であった。

地区活動報告

各地区例会の2013年10月から2014年3月までの活動状況は以下の通りです。

関東例会 (会場：東京外国語大学本郷サテライト)

2013年10月26日(土)

神田真紀子 (なし、2013年3月末日迄東京大学大学院)

「保護領時代カンボジアにおける都市アンナン人の社会的紐帯」

細淵倫子 (首都大学東京大学院)

「パサール隣接型カンボンの住民構造—南ジャカルタ市パサル・ミング調査(2007-09年)を事例に」

2013年11月16日(土)

山崎美保 (東京外国語大学大学院)

「古ジャワ語刻文にみるバリトゥン王(在位898-910年)の統治と王権強化」

梶村美紀 (東京大学大学院)

「定住ビルマ人のネットワーク形成過程—少数民族とバマーの連帯を事例に」

2014年1月25日(土)

小池誠 (桃山学院大学)

「台湾で働く多様なインドネシア人のネットワークとその結節点」

鈴木隆史 (桃山学院大学)

「インドネシア西ジャワ州インドラマユ県、カランソン村における流し網漁業発展史—残された記録と漁民および商人のオーラルヒストリーを中心に」

中部例会 (会場：南山大学)

2013年10月12日(土)

倉沢愛子 (慶應大学)

「9・30事件(1965年)と華僑・華人たち」

2013年11月16日(土)

相澤里沙 (日本学術振興会特別研究員)

「スハルト体制下インドネシアにおける「文化」と「宗教」—クンチャラニングラットの宗教論の再検討」

2013年12月14日(土)

野澤暁子 (名古屋大学大学院)

「「文化の資源化」をめぐるバリ島先住民村落の諸相—トゥガナン・プグリンシンガン村の事例」

2014年1月11日(土)

吉田信 (福岡女子大学)

「オランダ領東インドにおける婚姻規定の歴史の変遷」

2014年3月27日(木)-28日(金)

セミナー「世界史の中のインドネシアを考える」
3月27日

山崎美保 (東京外国語大学大学院)

「中部ジャワ時代の刻文から見る王の系譜と王権」

川上桂 (佛教大学大学院)

「プレ・アンコール時代の刻文—ジャワ刻文との比較を中心に(6~8世紀)」

小林篤史 (京都大学大学院)

「シンガポールを中心とした東南アジア域内交易の発展(1820年代~1870年)」

太田淳 (広島大学)

「インドネシア諸島における貿易構造の変容と西カリマンタン社会(1750~1870年)」

3月28日

小林寧子 (南山大学)

「イスラーム定期刊行物から見た世界：資料としてのAdilとPedoman Masyarakat」

山口元樹 (東洋文庫研究員)

「インドネシア・ムスリム社会とアラブ地域—エジプトの定期刊行物『ファトフ』を事例として」

服部美奈 (名古屋大学)

「イスラームと健康をめぐる議論」

高地 薫 (愛知県立大学研究員)

「9月30日事件と新体制—歴史とその語り」

山崎功 (佐賀大学)

「資源ナショナリズムからみた9月30日事件と新体制」

松村智雄 (東京大学研究員)

「9月30日事件のインドネシア国内における波及経緯—西カリマンタンの事例を中心に」

馬場公彦 (岩波書店編集部)

「華僑社会における9月30日事件の衝撃—インドネシア・中国・台湾」

関西例会 (会場：京都大学)

2013年11月23日(土)

片岡樹 (京都大学)

「タイ製中国善堂」の宗教活動—泰国義徳善堂の神々とその周辺」

2013 年 12 月 21 日 (土)

長田紀之 (アジア経済研究所・リサーチ・アソシエイト)

「「国境」の胚胎—植民地期ラングーンの移民統治とビルマ国家」

池田一人 (大阪大学)

「ビルマのカレンをめぐる民族知識の形成史—だれが、なぜ、どのような「カレン」を必要としたのか」

2013 年 1 月 18 日 (土)

山本文子 (大阪大学大学院)

「精霊像・精霊・人—ビルマのナツ信仰における偶像の製作から使用まで」

藏本龍介 (国立民族学博物館・外来研究員)

「都市を生きる出家者たち—ミャンマー最大都市ヤンゴン事例として」

2014 年 3 月 29 日 (土)

福島直樹 (京都大学大学院)

「ラオス北部焼畑民の生存基盤—生活用具の保有と貸借ネットワークに着目して」

田代亜紀子 (奈良文化財研究所アソシエイトフェロー)

「東南アジアにおける遺跡保存と国際基準の受容—ボロボドゥール、アンコールからピマ—イへ」

中国四国例会 (会場：広島大学)

2013 年 10 月 12 日 (土)

太田淳 (広島大学)

「オランダ東インド会社文書の概要とその可能性」

泉川普 (広島女学院大学)

「1930 年代バタヴィアにおける華人バティック業と日本製綿布取引」

九州例会 (会場：九州大学)

2014 年 2 月 22 日 (土)

鈴木絢女 (福岡女子大学)

「上位中所得国家マレーシアの福祉政治—『新経済モデル』下の社会保障・雇用保障改革」

片岡樹 (京都大学大学)

「周縁の宗教運動から考える—タイ・ビルマ山地民ラフとカリスマ仏教運動」

日下渉 (名古屋大学)

「レイテ島における貧困と災害の政治—森林伐採とココヤシに着目して」

会員情報

(2013年10月～2014年3月)

事務局より**1. 学会誌『東南アジア—歴史と文化—』の電子アーカイブ化について**

1 号から 36 号までの学会誌について、下記 URL にて電子アーカイブが公開されておりますので、よろしくご利用下さい。

http://www.journalarchive.jst.go.jp/japanese/jnltop_ja.php?cdjournal=sea1971

2. 会員情報の変更届について

転居や就職などで会員情報の登録内容に変更がある場合や退会する場合には、すみやかに以下の要領で変更手続きをとってください。

(1) 変更届けの提出

学会ウェブサイトを利用する場合、学会ウェブサイトの「会員登録の変更・退会届」のページで変更のある項目を入力して送信してください。電子メールを通じた届けでもかまいません。

Fax や郵便を利用する場合、次ページの「変更・退会届」をコピーして該当事項を記入し、東南アジア学会会員管理係に送付してください。

(2) 会員メーリングリストの登録アドレス変更

メールアドレスを変更した場合、上記の変更届と別に会員メーリングリスト (SEAML) に登録したメールアドレスの変更を行う必要があります。学会ウェブサイトの「東南アジア学会メーリングリスト SEAML 案内」の「登録変更ページ」で旧アドレスを解除した後、新アドレスの登録を行ってください。

*退会する場合にはメーリングリストの解除も忘れずをお願いします。

3. 学会からの連絡を郵便で受け取りたい場合

本学会からの連絡は基本的にすべて会員メーリングリスト (SEAML) を通じて行っています。郵送による連絡を希望する会員は、「郵送希望書」の提出と、会費と別に郵送手数料 (年間 2000 円) が必要となります。

退会以外の理由で SEAML から登録アドレスを解除する場合、「郵送希望書」を提出していただかないと学会からのお知らせが届かなくなりますのでご注意ください。郵送を希望する場合は、次ページの「郵送希望書」に必要事項を記入し、東南アジア学会会員管理係に送付してください。同じ内容が記載されていれば電子メールによる連絡も受け付けます。

*なお、郵送手数料は当該年度の会費とまとめてお支払いくださるようお願いいたします。

4. 入会手続きについて

本学会への入会には本学会の正会員 1 名の推薦が必要です。入会を希望する方は、学会ウェブサイトから入会申込書を入手して必要事項を記入し、推薦者の署名を受けた上で、東南アジア学会会員管理係に送付してください。

5. 学会ウェブサイトについて

本学会の諸規程、研究大会案内、地区例会案内などについては学会ウェブサイトをご覧ください。

6. 研究大会の報告者募集について

詳細は 1 月と 7 月にお送りする研究大会予報をご覧ください。

7. 旅費の補助について

研究大会で研究報告を行う若手会員の旅費の一部を補助します。該当者は研究大会での報告が決まったら大会理事にお問い合わせください。

8. 会誌への投稿について

会誌『東南アジア 歴史と文化』への投稿を希望する方は、学会ウェブサイトにある投稿に関する諸規程をご覧ください。

9. 会費について

年会費は、一般会員 8000 円、学生会員 5000 円です。振込先は以下の通りです。

郵便振替口座 00110-4-20761 東南アジア学会
なお、郵便局以外の金融機関からの振込みの場合は、以下の口座宛にご送金ください。
口座名「東南アジア学会 (トウナンアジアガックイ)」

店名「〇一九 (ゼロイチキュウ)」

店番「019」 口座種別「当座」

口座番号「0020761」

東南アジア学会事務局

〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町 46

京都大学地域研究統合情報センター

山本博之研究室

Email: jsseas@ml.rikkyo.ne.jp

URL: <http://www.jsseas.org/index.html>

会員情報係

(株) 京都通信社

〒604-0022 京都市中京区室町通御池上ル御池之町 309 番地

TEL 075-211-2340

FAX 075-231-3561

Email jsseas-db@ml.rikkyo.ne.jp

この用紙に必要な事項を記入のうえ、会員管理係に FAX または郵送でお送りください。

(学会ウェブサイトからの変更・退会届提出も可能です)

会員情報係：(株) 京都通信社 〒604-0022 京都市中京区室町通御池上ル御池之町 309 番地

Tel: 075-211-2340 Fax: 075-231-3561 E-mail: jsseas-db@ml.rikkyo.ac.jp

住所等の変更・退会届

名前：_____

下記の通り会員登録を変更します

現住所：

所属：

職名：

所属先住所：

メールアドレス：

専攻：

研究課題（追加の場合もすべて列挙してください。但し3 つまで）：

その他の変更：

退会届

年 月 日をもって東南アジア学会を退会します。

署名：

*会費滞納者の退会は認められませんので、ご注意ください

郵送希望書

学会からの連絡は郵送にて下記の住所に送ってください。

*どちらかにチェックを入れてください。

一般会員（会費+郵送手数料=10000 円）

学生会員（会費+郵送手数料=7000 円）

名前：

あて先：

東南アジア学会会報 第100号
2014年5月発行

発行 東南アジア学会事務局（会長 弘末雅士）
編集 東南アジア学会事務局（総務 山本博之、坪井祐司）
所在地 〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町 46
京都大学地域研究統合情報センター 山本博之研究室
Email jsseas@ml.rikkyo.ac.jp
URL <http://www.jsseas.org/index.html>
郵便振替 00110-4-20761 東南アジア学会
